

第3次 東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

平成28年3月

東大阪市

は じ め に



本市では、「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」を基本目標として、ひとり親家庭の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するため、平成 18 年 3 月と平成 23 年 3 月に、2 次にわたり「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、母子・父子自立支援員による相談機能の充実をはかり、ひとり親家庭へのさまざまな支援を進めてまいりました。

しかしながら、ひとり親家庭が増えている中で多種多様な支援を必要とする世帯が増加しています。また、近年の経済情勢の停滞や地域コミュニティの希薄化などによる子育ての孤立感・負担感などにともない、ひとり親家庭を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあります。

わが国の相対的貧困率をみるとひとり親家庭の半数以上が貧困状態にあります。特に、経済的に困窮している現実があり、さまざまな角度からの支援の必要性が高まっています。このことが子どもへの貧困の連鎖へとつながる可能性があることから、親や家庭に対する支援だけではなく、子どもの貧困問題の視点から、子ども自身へ直接届く支援が今、まさに求められています。

まちづくり計画「東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画」では、部門別計画の中で、ひとり親家庭における子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、家庭での養育を支えるサービスの提供や、母親の就業支援などに取り組み、経済的にも自立し、安定した生活を送れるよう施策に取り組んでいくことを掲げております。

この総合計画に基づき、「第 3 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」においては、「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進」「経済的な支援」「総合的な相談機能や情報提供の充実」「ひとり親家庭等に関する団体・機能との連携強化」の 6 つの施策の方向を柱に、施策の内容を充実させ、関係機関との連携を図りながら、総合的にひとり親家庭に対する施策を推進してまいります。

結びに本計画の策定にあたり、アンケート等にご協力賜りました多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々並びに「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

東大阪市長 野 田 義 和

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
(1) 法律上の位置づけ.....	4
(2) 関連計画との関係.....	4
(3) 近年の国の動きについて.....	5
3. 計画の対象	6
4. 計画の期間	6
5. 計画策定の体制	6
(1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会による審議....	6
(2) 庁内組織での検討.....	6
(3) ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査の実施.....	6
(4) グループインタビュー、ヒアリング調査の実施.....	7
(5) パブリックコメントの実施.....	8
第2章 ひとり親家庭の現状と課題	9
1. 統計からみるひとり親家庭の現状	10
(1) 離婚件数・離婚率の推移.....	10
(2) ひとり親世帯数の推移.....	10
(3) 母子・父子家庭の就業率.....	11
(4) 児童扶養手当受給資格者数.....	12
(5) 生活保護受給母子世帯数.....	12
(6) ひとり親家庭の貧困率（全国）	13
2. 第2次計画に基づく事業の実績及び評価	14
(1) 施策の方向1 就業の支援.....	14
(2) 施策の方向2 子育てや生活面の支援.....	16
(3) 施策の方向3 養育費確保の促進.....	17
(4) 施策の方向4 経済的な支援.....	18
(5) 施策の方向5 相談機能や情報提供の充実.....	19
(6) 施策の方向6 母子寡婦福祉団体等との連携強化.....	20
3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題（アンケート調査結果より）	21
【結果概要】	21
【まとめ】	22
第3章 計画の基本目標	23
1. 基本理念と基本目標	24
2. 基本目標	24

3. 基本的な姿勢	24
(1) 市の役割.....	25
(2) 教育・養育機関の役割.....	25
(3) 当事者の役割.....	25
(4) 企業・事業所の役割.....	25
(5) 市民・地域・市民活動団体の役割.....	25
4. 施策の基本的な方向	26
(1) 就業の支援.....	26
(2) 子育てや生活面の支援.....	26
(3) 養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進.....	26
(4) 経済的な支援.....	26
(5) 総合的な相談機能や情報提供の充実.....	26
(6) ひとり親家庭等に関する団体・機関との連携強化.....	26
5. 施策の実施に向けた視点	27
(1) ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて.....	27
(2) 子どもの健全育成に向けて.....	27
(3) 公平な社会の実現に向けて.....	27
第4章 具体的な自立支援プログラム	29
1. 施策の体系	30
2. 具体的施策の方向	32
(1) 就業の支援.....	32
(2) 子育てや生活面の支援.....	35
(3) 養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進.....	39
(4) 経済的な支援.....	40
(5) 総合的な相談機能や情報提供の充実.....	41
(6) ひとり親家庭等に関する団体・機関との連携強化.....	43
第5章 計画の推進に向けて	45
1. 関係部局との連携	46
2. 関係機関・団体等との連携	46
3. 計画の普及、啓発活動	46
4. 計画の進行管理	46
5. 計画の効果的な運用方法	47
資料編	49
1. ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査結果（概要）	50
【母子・父子家庭アンケート結果】	50
【寡婦アンケート結果】	72
2. ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス	81

3. インタビュー・ヒアリング調査結果	84
(1) 父子家庭の父親への個人インタビュー.....	84
(2) 母子家庭の母親へのグループインタビュー.....	85
(3) 母子・父子自立支援員へのヒアリング.....	86
4. 計画に関する条例、要綱	87
東大阪市社会福祉審議会条例.....	87
東大阪市社会福祉審議会規則.....	89
東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会設置要綱.....	91
5. 委員名簿	93
東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿.....	93
東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会名簿.....	93
6. 計画策定経緯	94

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

母子家庭や父子家庭、寡婦のいわゆるひとり親家庭では子育てや家計を母又は父が一人で担うことになります。「国民生活基礎調査」（平成 24 年）から我が国の相対的貧困率をみると、子どもがいる現役世帯全体の相対的貧困率は 15.1%であるのに対して、ひとり親家庭の相対的貧困率は 54.6%であり、特に経済的に困窮しているという実態がうかがえます。また、そのことが子どもへの貧困の連鎖につながっています。ひとり親家庭では収入、住居、健康の面等で様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念されます。子どものしあわせを考え、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

このようなひとり親家庭の現状に対応するため、国においては、平成 14 年に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表し、これを受けて平成 15 年には「母子及び寡婦福祉法」を改正して、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援の強化を図ってきました。また、平成 20 年から 5 年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方自治体では、より一層の支援を推進していくことが求められました。

本市では、平成 18 年 3 月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第 1 次計画」という。）を、また、平成 23 年 3 月には「第 2 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定しました。この計画に基づき、ひとり親家庭の自立支援を的確かつ総合的に推進していくために、「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保の促進」「経済的な支援」「相談機能や情報提供の充実」「母子寡婦福祉団体等との連携強化」の 6 つの施策を柱として関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めてきました。特に平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間では「高等職業訓練促進給付金」「就業支援講習会」の推進、病児・病後児保育及び一時預かり事業の拡充、婚姻歴のないひとり親家庭の子育てを支援するための寡婦(夫)控除のみなし適用、東大阪市母子寡婦福祉会との連携の強化等に努めました。

しかしながら、ひとり親家庭が増えている中で多種多様な支援を必要とする世帯が増加しています。また、近年の経済情勢の停滞や地域コミュニティの希薄化等による子育ての孤立感・負担感等にともない、ひとり親家庭を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあります。

未成熟なまま妊娠し、些細なことでパートナーと離別し、ひとり親家庭となって生活に困窮してしまう。こうした未成熟な親の教育に対する無関心は、子どもにとって最大の貧困のリスクとなります。子どもがせっかく高校へ進学しても授業についていけない場合、親の態度も「勉強が

嫌だったらやめたらいい」と高校中退には極めて寛容なことが多く、教育から子どもが遠ざかる心理的な誘因にもなります。

「ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査の結果」（以下「アンケート調査」という。）をみると、子どもの教育・進学・将来等に不安を感じている人が増加傾向にあり、経済的な問題から子どもの進学や学力向上等を諦める様子がうかがえます。また、とりわけ母子家庭では現在の最終学歴が中学校卒業であり無職という母親の割合が高いことや、母子家庭・父子家庭ともに親の学歴が中学校卒業の場合の就労収入は 100 万円未満の割合が高いという結果からも、親の学歴が子どもの生活の質や学力等に及ぼす影響は大きいと考えられます。こうした「子どもの貧困」とも呼べる状況は、子どもの現在の生活の質のマイナス要因になるだけでなく、貧困の連鎖として子どもが成長した後の就業や所得にも影響を及ぼすものと考えられます。子どもたちには、変化の著しい社会の中でも生き抜く強い意志と活力が必要であり、目標を持って、それを実現できるような人生を歩める教育が人間形成過程において、必要なのではないのでしょうか。子どもたちが自ら人生を切り開くことができる力を身につける教育に関する支援。ここに市が取り組むべき課題があります。

このような中、国では、平成 25 年 3 月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が施行され、地方自治体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための配慮ある支援について国の施策に準じて努めることとされました。さらに、平成 25 年 8 月には「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会・中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）が示され、ひとり親家庭に対して従来からの就業自立を目指しながら、困難な課題を抱えている家庭の状況に応じた支援も必要であるとされています。この中間まとめ等を受けて、平成 26 年 10 月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）と改正され、父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として拡大が図られました。また、関連する法制度改正の中では、貧困の連鎖を防止するための重点施策として、ひとり親家庭の保護者に対する支援等が盛り込まれています。

このような状況を受けて、第 2 次計画の計画期間が平成 27 年度で終了するため、本市では、市内におけるひとり親家庭の現状と課題を把握するため、アンケート調査等の各種調査を実施するとともに、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」を合同で開催し、第 2 次計画の評価を行いました。これらを踏まえ、これからのひとり親家庭の自立支援を的確に、総合的に推進していくために「第 3 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

- この計画は、東大阪市におけるひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- この計画は、「母子父子寡婦福祉法」第 12 条の規定及び国の基本方針に基づき策定するものです。

(2) 関連計画との関係

この計画は「東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「第 2 次東大阪市次世代育成支援行動計画」「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」「東大阪市第 4 期地域福祉計画」「第 3 次東大阪市男女共同参画推進計画」等の各計画と整合性を図りながら策定するものです。今後、計画の推進にあたっても、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

(3) 近年の国の動きについて

「社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会・中間まとめ」(平成 25 年 8 月)

～ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現～

★現状と課題、施策の方向性

- 支援施策の周知不足、経済的に厳しい父子家庭もいる。
→支援を必要とする家庭に必要な支援が届くような相談支援体制を構築
- 引き続き、非正規雇用多数。希望をしても就職できないミスマッチ。子育てとの両立の困難性。
→安定した雇用による就労自立を実現
- 子どもへの影響(貧困の連鎖等)も懸念。
→就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現
- 養育費等の取り決め・履行等が不十分。
→養育費確保支援・経済的支援を強化

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し

- 施策の基本的な方向性について
 - ・支援措置・施策の連携や計画、周知を強化。
 - ・相談機能の強化は図ってきたが、さらにワンストップの支援体制の整備を追加。
 - ・福祉と雇用の連携、就業、相談等の推進に加えて、「関係機関相互の協力」「子育て・生活支援の強化(日常生活支援や学習支援の実施等)」「養育費の確保及び面会交流の支援の強化」「子どもの貧困対策に関する事項」を追加。
- 基本目標「①子育て・生活支援策」「②就業支援策」「③養育費の確保策」「④経済的支援策」による総合的な支援を引き続き実施。
- 具体的な措置として
 - ・相談支援体制の整備(ワンストップ相談窓口、母子・父子自立支援員等の研修の実施)、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加。

法改正等

●民法等の改正・施行

- ・離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化(平成 24 年 4 月)。

●母子父子家庭就業支援特別措置法施行

- ・ひとり親家庭が子育てと就業の両立が困難な状況に置かれていることを受けて、支援に特別な配慮が必要とするもの。雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大(平成 25 年 3 月)。

●母子父子寡婦福祉法施行

- ・父子家庭についても母子家庭や寡婦と同様に支援の対象になった。支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大(平成 26 年 10 月)。

●子どもの貧困対策推進法施行

- ・貧困の連鎖を防止するための重点施策として、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられた(平成 26 年 1 月)。子どもの貧困対策に関する大綱(平成 26 年 8 月)。

●児童扶養手当法の改正・施行

- ・改正児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し(平成 26 年 12 月)。

●生活困窮者自立支援法施行

- ・経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に生活困窮者自立支援制度を施行(平成 27 年 4 月)。

3. 計画の対象

この計画の対象は、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭の親子、寡婦）とします。

母子家庭：配偶者のいない母が20歳未満の子どもを扶養している家庭

父子家庭：配偶者のいない父が20歳未満の子どもを扶養している家庭

寡婦：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の子どもを扶養していたことのある方

4. 計画の期間

この計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5年間の計画です。

ただし、母子父子寡婦福祉法の改正や国等の施策動向、社会経済状況等の変動により、必要に応じて見直しを行う場合があります。

5. 計画策定の体制

（1）東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会による審議

計画策定にあたって、計画内容を検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」と公募市民を含む関係者で構成する「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」において、合同で審議を行いました。

（2）庁内組織での検討

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉・教育・雇用等の庁内関係機関の相互の連携を図るため、東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事と協議を行いました。

（3）ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査の実施

本市のひとり親家庭に対する支援策の方向性を導き出す基礎資料とするため、母子家庭・父子家庭・寡婦の生活実態やニーズを把握するアンケート調査を実施しました。

①調査の方法及び回収状況

	母子家庭	父子家庭	寡婦
調査数	1,800件	700件	500件
抽出方法	児童扶養手当受給資格者より抽出	児童扶養手当受給資格者より抽出（200件） 住民基本台帳より抽出（500件）	東大阪市母子寡婦福祉会会員より抽出
調査方法	郵送による配布、回収		東大阪市母子寡婦福祉会を通じて配布、郵送回収
調査時期	平成27年9月16日～10月2日 (10月19日までに回収した分は集計対象とした。)		

②回収状況

	母子家庭	父子家庭	寡婦
調査票配布数	1,800件	700件	500件
回収票数	789	225	297
無効回収票 (白票) 数	1	0	1
有効回収票数	788	225	296
有効回収率	43.8%	32.1%	59.2%

※ 無効回収票（白票）とは設問すべてに未回答のものです。

③調査の主な内容

- ・世帯の状況
- ・経済的状況
- ・元配偶者と子どもとの面会交流について
- ・地域生活の状況
- ・高齢期の暮らしについて（寡婦のみ）
- ・就労状況
- ・養育費について
- ・生活についての実感と心配事、悩み
- ・行政の支援策について
- ・自由意見

（４）グループインタビュー、ヒアリング調査の実施

アンケート調査では捉えられない、それぞれのひとり親家庭が直面している困難な状況を明らかにし、きめ細かな自立支援策の立案に反映させるために、父子家庭への個人インタビューや母子家庭へのグループインタビュー、本市の母子・父子自立支援員を対象としたヒアリング調査を実施しました。

①父子家庭への個人インタビュー

平成27年8月3日から9日にかけて、児童扶養手当の現況届の提出に来庁した父親を対象に、任意で個人インタビューを実施しました。対象者は10人です。

【個人インタビューの主な内容】

- ・普段・緊急時・長期休暇中の子育てについて
- ・就業状況
- ・仕事と子育てとの両立の困難さ
- ・子育てで困っていることや支援してほしいこと
- ・子ども自身への影響
- ・経済的なことの困難性
- ・別れた元妻と子どもの面会交流等について
- ・その他、特に支援してほしいこと、行政サービスへのご意見等

②ひとり親家庭のグループインタビュー

平成 27 年 12 月 13 日に市役所にて母子家庭の母（4 人）にグループインタビューを実施しました。

【グループインタビューの主な内容】

- ・子育てについて
- ・就業状況
- ・経済的なことについて
- ・情報入手の手段、方法について
- ・その他、特に支援してほしいこと、行政サービスへのご意見等

③母子・父子自立支援員を対象としたヒアリング調査

平成 27 年 12 月 7 日に各福祉事務所の母子・父子自立支援員（参加者 5 人）にヒアリング調査を実施しました。

【ヒアリング調査の主な内容】

- ・相談内容（ケース、世代、転出入、離婚前後、養育費、子どもや生活）
- ・ひとり親家庭の親の就業状況
- ・業務上の課題（業務量、支援・相談の内容、情報提供の過不足、繋げる支援内容、各種団体等との関わり、地域との連携等）
- ・近年特に求められている支援の要望
- ・母子・父子自立支援員に対する研修等の要望

（５）パブリックコメントの実施

計画の策定にかかる情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、平成 28 年 1 月 8 日から平成 28 年 2 月 8 日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1. 統計からみるひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数・離婚率の推移

本市の離婚件数・離婚率の推移をみると、平成21年以降は減少傾向にあったものの、平成26年には増加に転じています。平成26年の離婚件数は1,046件、離婚率は2.08（人口千人対比）となっています。全国に比べると離婚率は高く、大阪府と比べても、平成25年までは府より低い水準で推移していましたが、平成26年には上回っています。

表 離婚件数と離婚率（人口千人対比）の推移

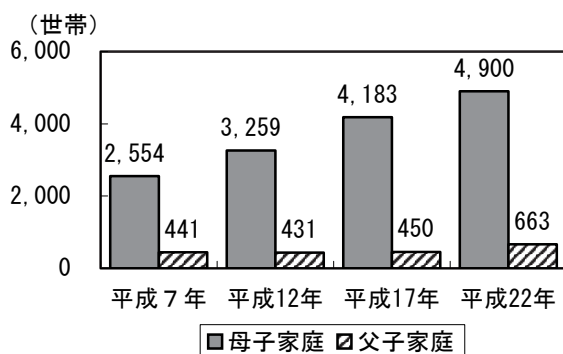
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東大阪市	離婚件数（件）	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077	982	1,046
	離婚率（‰）	2.24	2.32	2.30	2.20	2.12	1.94	2.08
大阪府	離婚率（‰）	2.37	2.37	2.39	2.37	2.16	2.08	2.06
全国	離婚率（‰）	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77

資料：厚生労働省、大阪府

(2) ひとり親世帯数の推移

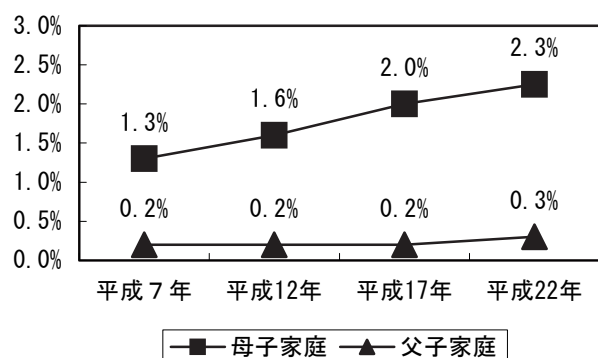
本市の母子家庭世帯数は、国勢調査によると平成7年から平成22年までの15年間で約2倍に増加しています。父子家庭世帯数は平成17年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年に200世帯以上（約1.5倍）増加しています。平成22年では母子家庭は市内全世帯の2.3%、父子家庭は0.3%を占めています。

図 世帯数の推移



資料：国勢調査

図 全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移



資料：国勢調査

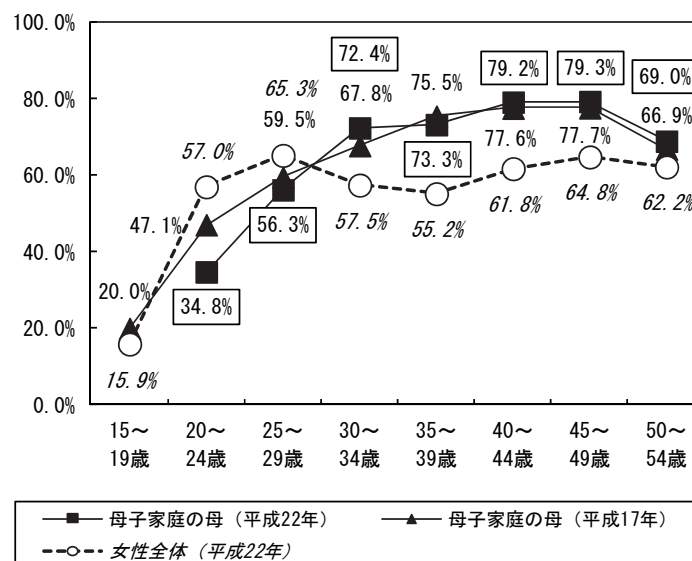
(3) 母子・父子家庭の就業率

本市の母子家庭と女性全体、父子家庭と男性全体の就業率を比較すると、30 歳以上では、母子家庭の就業率が女性全体に比べて非常に高くなっていますが、29 歳以下では、女性全体の就業率が母子家庭を上回っています。

また、母子家庭の就業率を平成 17 年と平成 22 年で比べると、25 歳以上はおおむね同程度で推移していますが、24 歳以下の就業率が 12.3 ポイントとかなり低くなっています。

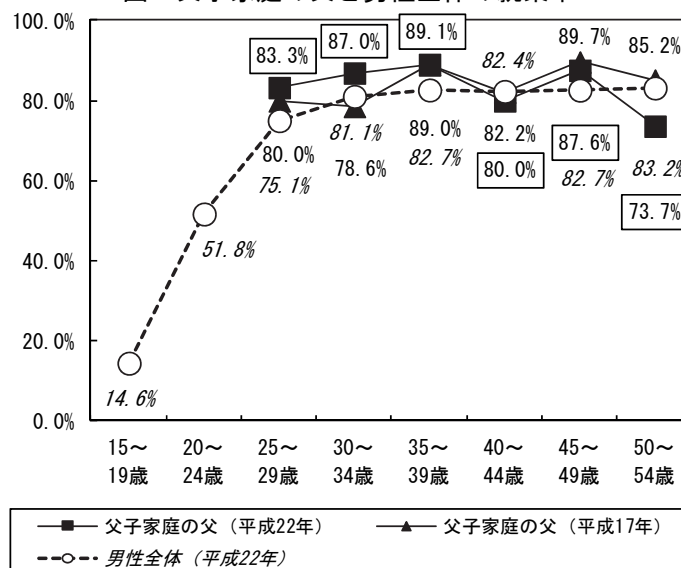
父子家庭の父の就業率は、25 歳以上では大きな差異は生じていませんが、50 歳以上では男性全体より 10 ポイント以上低くなっています。また、平成 17 年と平成 22 年を比べても、50 歳以上の父子家庭の父の就業率が低い傾向となっています。

図 母子家庭の母と女性全体の就業率



資料：国勢調査

図 父子家庭の父と男性全体の就業率



資料：国勢調査

（４）児童扶養手当受給資格者数

本市の児童扶養手当受給資格者数の合計は、平成 22 年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、近年は 6,200 人程度で推移しています。なお、平成 22 年から平成 23 年にかけて受給資格者が大きく増加している要因として、平成 22 年 8 月より父子家庭に対しても児童扶養手当の支給対象となったことがあげられます。

表 東大阪市児童扶養手当受給資格者数の推移

		単位（件）						
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
支給	全額	4,034	3,884	3,913	4,163	4,205	4,235	4,127
	一部	1,602	1,591	1,696	1,785	1,763	1,724	1,738
	小計	5,636	5,475	5,609	5,948	5,968	5,959	5,865
支給停止		606	549	330	295	311	324	358
合計		6,242	6,024	5,939	6,243	6,279	6,283	6,223
対前年増減率（％）		101.7	96.5	98.6	105.1	100.6	100.1	99.0

資料：東大阪市、毎年 4 月末時点

（５）生活保護受給母子世帯数

本市の生活保護を受けている母子世帯数は、平成 26 年 3 月では 1,737 世帯となっています。平成 20 年から平成 24 年までは増加傾向にありましたが、平成 25 年以降は減少に転じており、大阪府や国と同様の傾向がみられます。

また、本市の生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合をみると、11.2%となっており、約 9 世帯に 1 世帯が母子家庭となっています。大阪府の水準よりもやや高く、全国の水準の 1.7 倍となっています。

表 生活保護受給母子世帯数の推移

		単位（世帯）						
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東大阪市		1,758	1,739	1,822	1,874	1,921	1,835	1,737
	東福祉	344	350	367	370	386	357	347
	中福祉	625	592	607	613	621	583	554
	西福祉	789	797	848	891	914	895	836
大阪府		6,610	6,508	7,082	7,404	7,389	6,576	6,332
全国		94,266	94,771	103,195	110,096	112,728	111,776	108,399

※ 大阪府に政令市・中核市は含みません。

資料：東大阪市、福祉行政報告例、毎年 3 月時点

表 生活保護世帯の類型別割合

		単位（％）				
		全世帯	母子世帯	高齢者世帯	傷病者世帯	その他
東大阪市		100.0%	11.2%	45.9%	16.1%	26.8%
	東福祉	100.0%	13.4%	47.6%	9.7%	29.3%
	中福祉	100.0%	14.4%	42.6%	16.7%	26.3%
	西福祉	100.0%	9.1%	46.9%	17.7%	26.3%
大阪府		100.0%	9.9%	49.4%	16.3%	24.4%
全国		100.0%	6.5%	48.7%	16.0%	28.8%

※ 大阪府に政令市・中核市は含みません。

資料：東大阪市、福祉行政報告例、平成27年 3 月時点

（６）ひとり親家庭の貧困率（全国）

全国の傾向として、国民生活基礎調査の結果からひとり親家庭の貧困率をみると、子どもがいる現役世代のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は平成９年以降減少傾向にありましたが、平成２４年には増加に転じて５４．６％となっています。

表 貧困率の推移（全国）

		単位（％、万円）					
		平成９年	平成１２年	平成１５年	平成１８年	平成２１年	平成２４年
相対的貧困率		１４．６％	１５．３％	１４．９％	１５．７％	１６．０％	１６．１％
子どもの貧困率		１３．４％	１４．５％	１３．７％	１４．２％	１５．７％	１６．３％
子どもがいる現役世帯		１２．２％	１３．１％	１２．５％	１２．２％	１４．６％	１５．１％
	大人が一人	６３．１％	５８．２％	５８．７％	５４．３％	５０．８％	５４．６％
	大人が二人以上	１０．８％	１１．５％	１０．５％	１０．２％	１２．７％	１２．４％
名目値	中央値	２９７	２７４	２６０	２５４	２５０	２４４
	貧困線	１４９	１３７	１３０	１２７	１２５	１２２

注１：貧困率は、ＯＥＣＤの作成基準に基づいて算出している。

注２：大人とは１８歳以上の者、子どもとは１７歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が１８歳以上６５歳未満の世帯をいう。

注３：等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

注４：名目値とはその年の等価可処分所得をいう。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

2. 第2次計画に基づく事業の実績及び評価

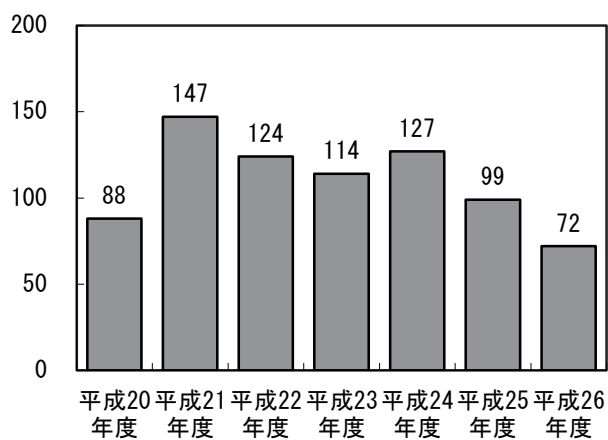
(1) 施策の方向1 就業の支援

「母子家庭等就業・自立支援センター」での就業相談者数は平成21年度に大きく増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

高等職業訓練促進給付金の支給件数は同じく平成21年度に大きく増加して、その後は横ばいでしたが平成26年度にはやや減少しています。

図 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数

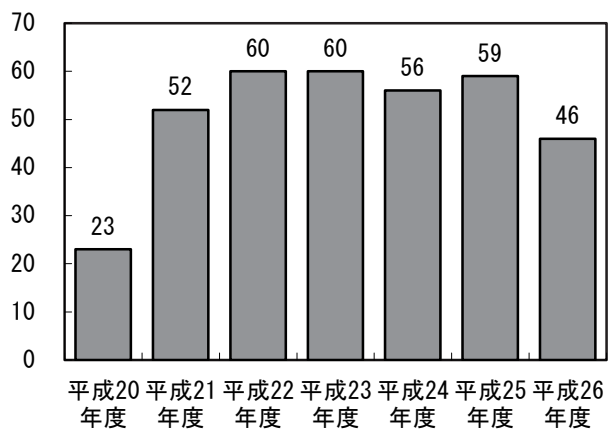
(人)



資料：東大阪市

図 高等職業訓練促進給付金支給件数

(件)



資料：東大阪市

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に応じた自立支援プログラムを策定しています。このプログラムの策定件数は平成 20 年度以降減少傾向にあります。

また、プログラム策定に加えて、ハローワークへの情報提供等、積極的な就職支援のつながを展開して、相互の連携をはかって、自立促進に努めています。

表 プログラム策定事業の策定件数

単位（件）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
プログラム策 定件数	39	36	10	12	6	14	7

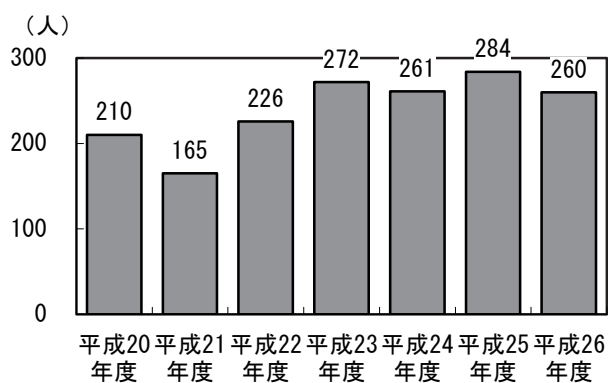
資料：東大阪市

（２）施策の方向２ 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭は保育所（園）や認定こども園等への優先入所があり、平成 23 年度以降は毎年 250 人以上が入所しており、保育所（園）への全入所人数の 1 割以上を占めています。

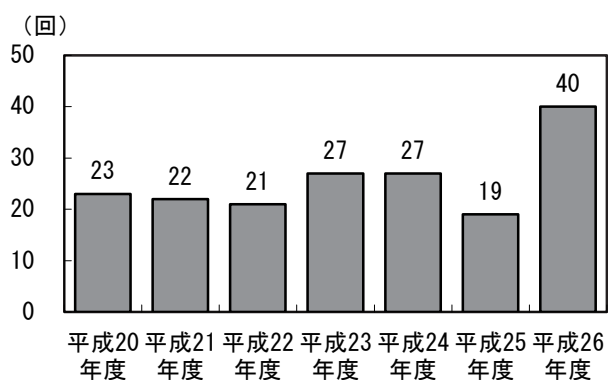
ひとり親家庭等日常生活支援事業は 20 回程度の利用が続いていましたが、平成 26 年度には 40 回と大きく利用が増加しました。

図 保育所（園）へ入所したひとり親家庭の子どもの人数



資料：東大阪市

図 ひとり親家庭等日常生活支援事業の派遣回数

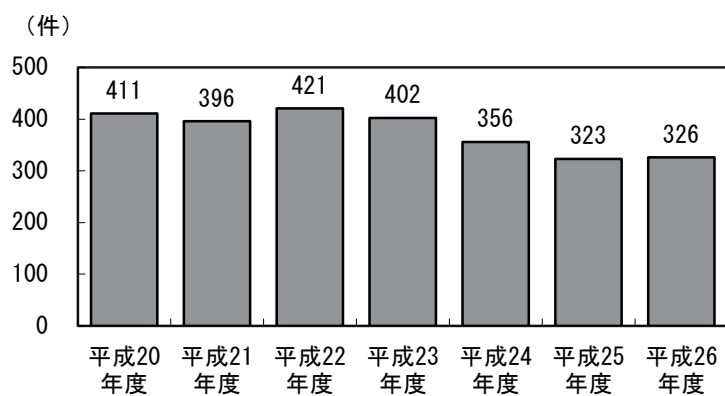


資料：東大阪市

（３）施策の方向３ 養育費確保の促進

市の法律相談における離婚に関する相談件数は、平成 23 年度以降減少傾向にあり、ここ数年は 320 件程度で推移しています。養育費に関しては、アンケート調査でも一度も受け取ったことがないという回答が多く、養育費の確保に向けての周知と啓発が必要な状況です。

図 市の法律相談における離婚に関する相談件数（参考）



資料：東大阪市

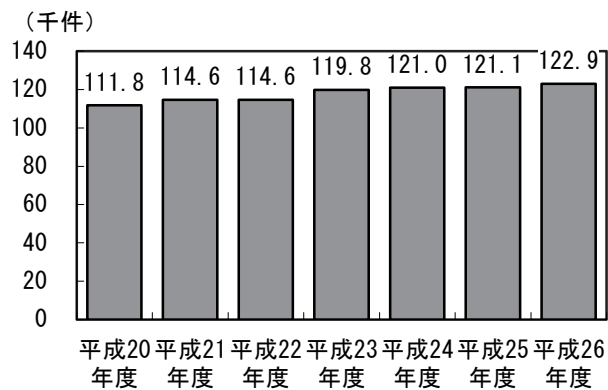
（４）施策の方向４ 経済的な支援

ひとり親家庭医療費の助成件数は増加傾向にあり、平成 24 年度以降は 12 万件を超えています。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数は平成 24 年度に大きく増加し、平成 25 年度以降は 130 件を超えています。生活の安定や自立に向けての資金調達が困難なひとり親家庭の母・父や寡婦に対して福祉資金の果たす役割は大きく、貸付を必要としている人へは今後も情報の提供、制度の周知を図る必要があります。

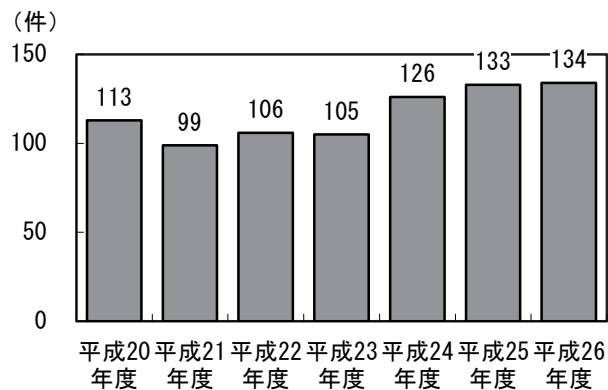
今後については、制度の隙間となる 18 歳以降の子どもたちや大学生に対する支援も検討していく必要が生じています。

図 ひとり親家庭医療費の助成件数



資料：東大阪市

図 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数（新規・継続含む）

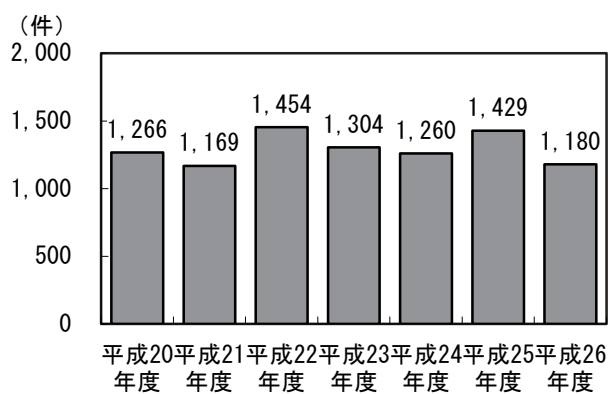


資料：東大阪市

（５）施策の方向５ 相談機能や情報提供の充実

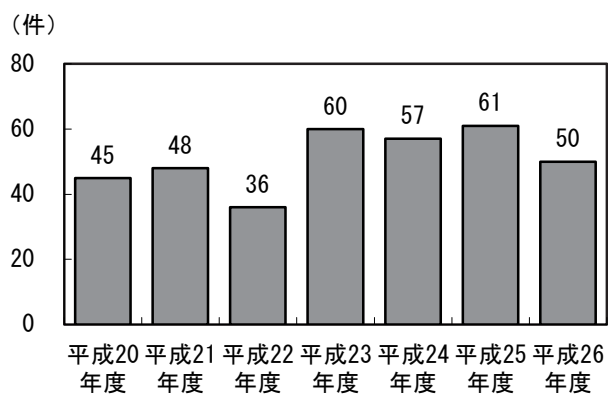
母子・父子自立支援員や母子福祉推進委員による相談件数に増減はありますが、ひとり親家庭の自立促進や孤立化を防ぐためにも相談員の必要性は増しており、より一層、相談窓口等の周知や機能強化が課題として考えられます。

図 母子・父子自立支援員による相談件数



資料：東大阪市

図 母子福祉推進委員による相談件数

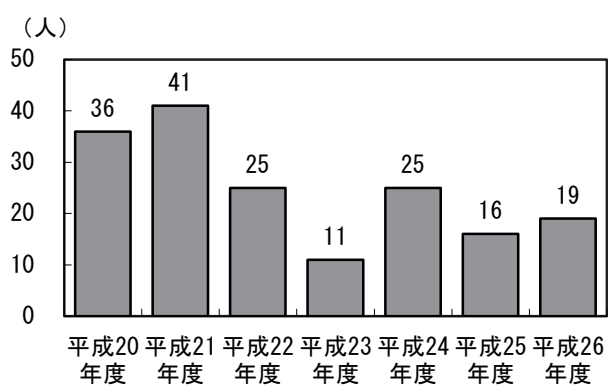


資料：東大阪市

（６）施策の方向６ 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成のため、市及び東大阪市母子寡婦福祉会が実施している交流会の参加者数については平成 21 年度までは増加していましたが、その後は大きく減少する年もあり、現在は 20 人程度で推移しています。また、アンケート調査でも母子家庭の母、父子家庭の父ともに「話し相手や相談相手がいない」ことに悩んでいる人が増加しており、より気軽に参加できるような地域ごとの取り組み、自助グループ等への支援をすすめていく必要があります。

図 ひとり親家庭の交流会の参加者数



資料：東大阪市

3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題（アンケート調査結果より）

【結果概要】

① 世帯の状況

- ・平成 22 年の調査の結果に比べて母子家庭の母では年齢層が高め（40 歳以上の母子 54.5%→62.0%）となったが、父子家庭の父も同様の傾向（40 歳以上の父子 78.6%→78.7%）となっている。
- ・同居している家族は「本人と子ども」が減少（母子 80.3%→77.9%、父子 71.9%→70.7%）して、多世代居住（母子 17.2%→18.8%、父子 24.7%→25.7%）が増加している。
- ・ひとり親家庭になった理由として、父子家庭では「離婚」が増加（71.9%→76.0%）している。
- ・ひとり親家庭になる直前の最終学歴は、母子家庭の母では「高校卒業」（41.6%）が最も多く、次いで「専門学校・各種学校卒業（修了）」（15.2%）となっている。父子家庭の父では「高校卒業」（38.7%）が最も多く、次いで「大学・大学院卒業（修了）」（19.6%）となっている。

②就労状況

- ・母子家庭の母・父子家庭の父ともに「働いている」方（母子 80.2%→84.4%、父子 77.5%→89.3%）が増加している。
- ・母子家庭の母・父子家庭の父ともに「正社員」（母子 25.3%→33.1%、父子 47.2%→57.3%）が増加している。
- ・無職の方の最終学歴をみると、「中学校卒業」や「高校中退」が多くなっており、就業や就職に向けての技能や技術を身につけ、就職しやすくするための学び直しの支援が必要となっている。

③経済的状況

- ・年間総収入は母子家庭では「100 万円未満」（19.3%→17.0%）、「100 万円以上 200 万円未満」（37.0%→31.0%）は減少して、「200 万円以上 300 万円未満」（20.7%→26.3%）、「300 万円以上」（11.0%→14.4%）は増加している。父子家庭では「100 万円未満」（5.6%→7.6%）が増加して、「100 万円以上 200 万円未満」（15.8%→12.9%）、「200 万円以上 300 万円未満」（29.2%→14.6%）は減少、「300 万円以上」（40.3%→54.5%）は増加している。

④養育費について

- ・「一度も受け取ったことはない」方は母子家庭では 72.2%、父子家庭では 86.5%となっている。

⑤元配偶者と子どもとの面会交流について

- ・元配偶者と子どもの面会交流について「行ったことがない」方は母子家庭では 44.2%、父子家庭では 31.0%となっている。

⑥生活についての実感と心配事、悩み

- ・現在の生活の状況について母子家庭の母、父子家庭の父ともに「苦しい」（母子 45.6%、父子 33.3%）が最も多い。
- ・本人に関する悩みは母子家庭の母では「生活費が少ない」（63.2%）が最も多く、次いで「仕事に関すること」（37.9%）、「自分の時間が十分とれない」（30.7%）、「自分の健康状態がよく

ない」(29.4%)、「住宅に関すること」(27.0%)となっている。父子家庭の父では「生活費が少ない」(52.0%)が最も多く、次いで「仕事に関すること」(30.7%)、「借金がある」(27.6%)、「自分の時間が十分とれない」(27.6%)、続いて同率で「子育てや家事を手伝ってくれる人がいない」「話し相手や相談相手がいない」「自分の健康状態がよくない」(各 19.6%)となっている。それぞれ「特に悩みのない」方(母子(4.7%→7.0%)、父子(5.6%→11.6%))は増加している。

- ・母子家庭では子どもに関する悩みについて子どもの成長や子育て等多くの項目で前回調査の結果よりも比率が増加しているが、父子家庭では「子育ての仕方に不安がある」方(18.0%→21.3%)や「子どもだけで留守番をさせることが多い」方(15.7%→20.0%)が増加している。子どもに関して「特に心配事や悩みはない」方は母子家庭の母では同水準(11.1%→11.4%)で推移しているが、父子家庭の父では増加(12.4%→18.2%)している。
- ・悩み事の相談相手が「特にいない」方は母子家庭の母では 11.2%、父子家庭の父では 19.6%であり、父子家庭の父に多くみられる。

【まとめ】

アンケート調査の結果からは、経済的・精神的に安定した世帯が増加傾向にあると見受けられる一方で生活が苦しい世帯は依然として多く、就労や経済的状況において困難性を抱えた世帯の実態が表出しています。

母子家庭の母や父子家庭の父の不安をみると、それぞれ前回調査の結果よりも不安を感じる人は減少しており、これまで市としてひとり親家庭の施策を推進してきた成果が表れていると考えられます。しかしながら、母子家庭の母の結果をみると、悩みのある人の中には本人に関する生活・仕事・健康に加えて子どもの教育・進学・将来・健康面の不安を感じる人が増えており、問題を複合的に抱えた世帯の増加がうかがえます。また父子家庭の父では母子家庭の母と比べて、生活・仕事に続いて自身の健康や相談相手がいないことに不安を感じている人が多く、また悩みを抱えている人の中では、子育て自体に不安を感じている人が前回調査結果よりも増加傾向となっています。

このように、ひとり親家庭の置かれている状況には改善傾向が見受けられるものの、問題を抱えている場合にはその課題が複合的でより困難な状況に陥っていることが危惧されます。このような中で施策の方向性としては引き続き就業自立を目指す一方で、課題の複合化や生活の苦しさ、子どもへの影響(貧困の連鎖等)、父子家庭での子育て不安等にも考慮して、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援がより一層求められていると考えます。

第3章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1. 基本理念と基本目標

ひとり親家庭が社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもって幸せな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、子どもへの影響（子どもの貧困対策）等も含めて、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、生き生きと安心して子どもを育むことのできるまちをめざします。

2. 基本目標

**「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、
子育ての喜びが実感できるまち」**

3. 基本的な姿勢

◇きめ細やかな福祉サービスを提供し、また、その支援等を周知することによって、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。

◇ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。

◇ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。

（１）市の役割

ひとり親家庭の誰もが本市で暮らしてよかったと実感できるよう、支援を推進するとともに、民間企業や団体等の様々な主体の取り組みとのパートナーシップを構築し、きめ細やかな自立支援を推進します。

（２）教育・養育機関の役割

教育・養育機関は子どもを持つひとり親家庭にとって最も近い存在であり、親子ともに接する機会が多くあります。その特性を活かし、市や地域と連携してひとり親家庭に密着した支援の主体としての役割を果たします。

（３）当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りを持ちながら、生活の自立と向上に努めます。また、ひとり親家庭の孤立化による問題の発生や拡大を防ぐためにも、当事者間の交流を深め、共に助け合う環境づくりを進めます。

（４）企業・事業所の役割

企業・事業所においては、特別措置法にも明記されているように、ひとり親家庭の母及び父の雇用を進めることが求められています。また、子育て支援制度の導入や職場の環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立ができるような支援も必要とされています。

（５）市民・地域・市民活動団体の役割

社会を構成する家族形態のひとつとしてひとり親家庭を受け入れ、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を的確に理解し、自立促進に向けて協力していきます。

地域においても、ひとり親家庭が安心と喜びを持って暮らせるよう、温かく見守り、支援していきます。

社会福祉法人やNPO等の様々な団体には、その設立目的やそれぞれの特性を活かし、行政とも連携・協働しながら、子育てや就業等、様々な場面における支援を行うことが求められています。

4. 施策の基本的な方向

（１）就業の支援

ひとり親家庭が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたきめ細やかな支援を行います。また、就職が円滑に進むよう、関係団体等との連携強化・協力を促進し、資格の取得支援や学び直しの支援、就職情報の提供、給付金等の周知、雇用の促進についても検討を進め、就業面での支援体制を更に充実させます。

（２）子育てや生活面の支援

ひとり親家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、多様な子育て支援施策の充実や家事等の生活支援・生活講習、情報交換の場の周知を行います。また、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる場や子どもの居場所の確保等、子どもへの支援の充実を図ります。

（３）養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ひとり親家庭の子どものために養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整えるとともに、養育費の支払いについては、親の責務であることの普及・啓発を行います。また、子どもの立場から、家庭の状況に合わせて、面会交流の取り決め・実施がなされるように、関係機関等と協力して啓発活動や相談対応のあり方を検討します。

（４）経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を推進し、制度について積極的に情報提供を実施します。

（５）総合的な相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭になる前後からのあらゆる相談に対応できるように相談体制の充実を図ります。また、支援制度・サービスを提供しやすくするために、各種の広報手段を活用して積極的に情報提供を行います。母子家庭・寡婦に留まらず、父子家庭に対しても積極的な情報提供に努めます。

（６）ひとり親家庭等に関する団体・機関との連携強化

支援にあたっては就業支援と子育て・生活支援等を組み合わせて実施することが重要であることから、母子寡婦福祉団体や関係機関との連携を強化するとともに、市民活動団体、民間企業等に対し、ひとり親家庭への理解と協力を求めるなど、相互の連携に努めながら施策を展開していきます。また、ひとり親家庭の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育、雇用等幅広い分野における関係機関が相互に連携する必要があります。

5. 施策の実施に向けた視点

（１）ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて

ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいけるよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別・非婚等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう促します。

また、相談から支援へと展開する各分野での取り組みが横断的に実施されるように、関係機関との連携の強化に努めます。

（２）子どもの健全育成に向けて

ひとり親家庭の子どもが十分な教育を受けることができ、将来の自立に向けた機会を確保するだけでなく、養育費の取り決め等子どもの権利がしっかりと守られるよう、子どもの立場にたった成長段階に合わせた適切な支援を展開していきます。

（３）公平な社会の実現に向けて

ひとり親家庭が生活を送る中で、その親が十分な就労機会を得ることができないなど、ひとり親家庭であることを理由に不当な差別を受けることがないよう、親子ともに社会に受け入れられ、幸せな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援を促進します。

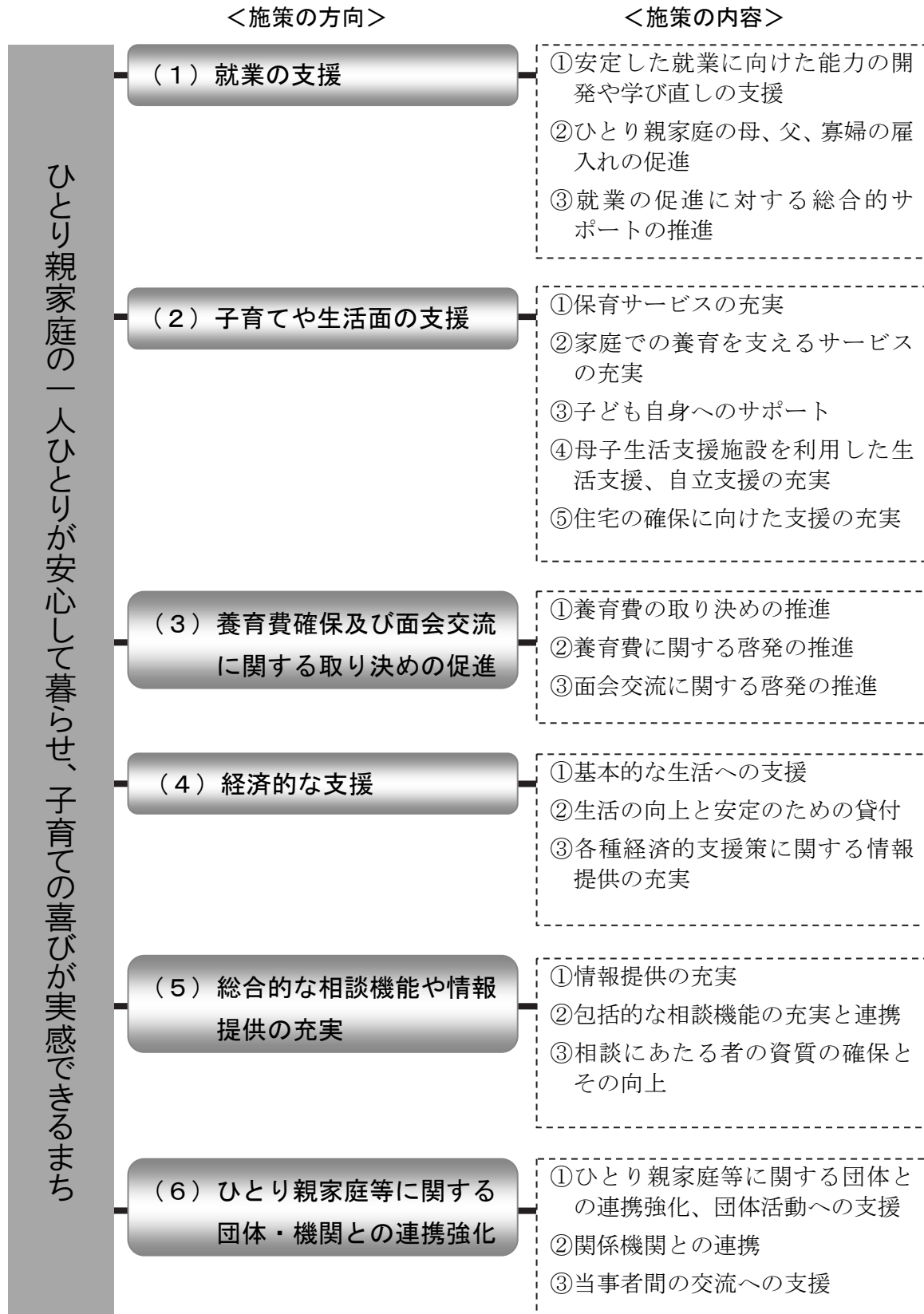
特に、父子家庭においては、これまで支援の手が届きづらかったこともあり、母子家庭、寡婦とともに十分な支援が得られるような情報提供を行います。

近年、ひとり親家庭の中には就業、子育て、子どものこと、生活面、経済的なこと等について、課題を複合的に抱えている家庭が見受けられることから、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援を展開していきます。

第4章 具体的な自立支援プログラム

第4章 具体的な自立支援プログラム

1. 施策の体系



東大阪市のひとり親家庭のライフステージごとの支援イメージ

離別等による生活の激変

喫緊の問題解決の支援

- 離婚相談・養育相談〔福祉事務所、市・法律相談、男女共同参画センター、母子家庭等就業・自立支援センター〕
- 母子生活支援施設の入所〔福祉事務所〕

ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期

生活基盤確保の支援

- 公営住宅の申込〔府・市住宅担当課〕
- 児童扶養手当等の申請〔国民年金課〕
- ひとり親家庭医療費等の助成制度の申請〔医療助成課〕

子育てに関する支援

- 保育所（園）や認定こども園等への入所申込〔子ども応援課〕
- 留守家庭児童育成クラブへの入所の申込〔各地域運営委員会等〕
- 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）〔子ども家庭課〕
- ファミリー・サポート・センター事業〔子育て支援課〕
- 病児・病後児保育事業〔子育て支援課〕
- 子育て短期支援事業〔子ども見守り課〕
- 市や母子寡婦福祉団体との交流会〔子ども家庭課〕
- 奨学金の利用〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 子育て相談〔保健センター、福祉事務所、保育所、子育て支援センター〕
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕

就業に関する支援

- 就業相談
 - 求人情報
 - 就業支援講習会
 - 資格・技能習得の経済的支援〔子ども家庭課〕
 - プログラム策定事業〔福祉事務所〕
- 〔ハローワーク、就労支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター〕

生活のリズムが整った時期

- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕
- 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）〔子ども家庭課〕
- 市や母子寡婦福祉団体の交流会〔子ども家庭課〕

緊急時の支援

- 女性のドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）被害対策〔男女共同参画センター、福祉事務所〕
- 病気になったときの経済的、生活支援〔福祉事務所〕

2. 具体的施策の方向

(1) 就業の支援

ひとり親家庭が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、また貧困等に陥らないように、一人ひとりの状況(家庭状況、資格、経験等)に応じた就業相談や職業能力向上のためのセミナー、職業訓練の実施、学び直しの支援等、安定した就業に結びつくための総合的な就業支援体制を整備します。

また、企業・事業所等に対しては、ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるような社会的風土を醸成するための情報提供や啓発を進めます。

※以下の具体的な制度については、P81～P83に「ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス」として掲載しています。

①安定した就業に向けた能力の開発や学び直しの支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
“母子家庭等就業・自立支援センター”事業の推進	仕事と子育ての両立支援が総合的に進められるよう、大阪府と共同して実施している「母子家庭等就業・自立支援センター」事業を推進します。 ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。	○	○	○
就業支援講習会の実施	就労支援センター等関係機関と連携して、ひとり親家庭の親ができるだけ有利に就職できるよう、就職時の基礎知識や心構えを習得するセミナーを実施し、円滑な就職につなげます。	○	○	○
ハローワーク等が実施するセミナーや講習会の情報提供の充実	各種機関が行う就業支援講習会等の情報を積極的に収集し、様々な媒体を通じて積極的に提供します。	○	○	○
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	教育訓練給付講座を受講した場合に受講料の一部を補助し、修業を支援します。(雇用保険の教育訓練給付制度の受給資格を有しない方)	○	○	
高等職業訓練促進給付金等事業の実施	経済的自立に効果的な資格(看護師や介護福祉士等)を取得するために2年以上修業する場合、一定の期間修業中の生活の負担を軽減することを目的として補助をします。	○	○	
保護者の学び直しの支援の検討	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親の学び直しの支援を検討します。	○	○	

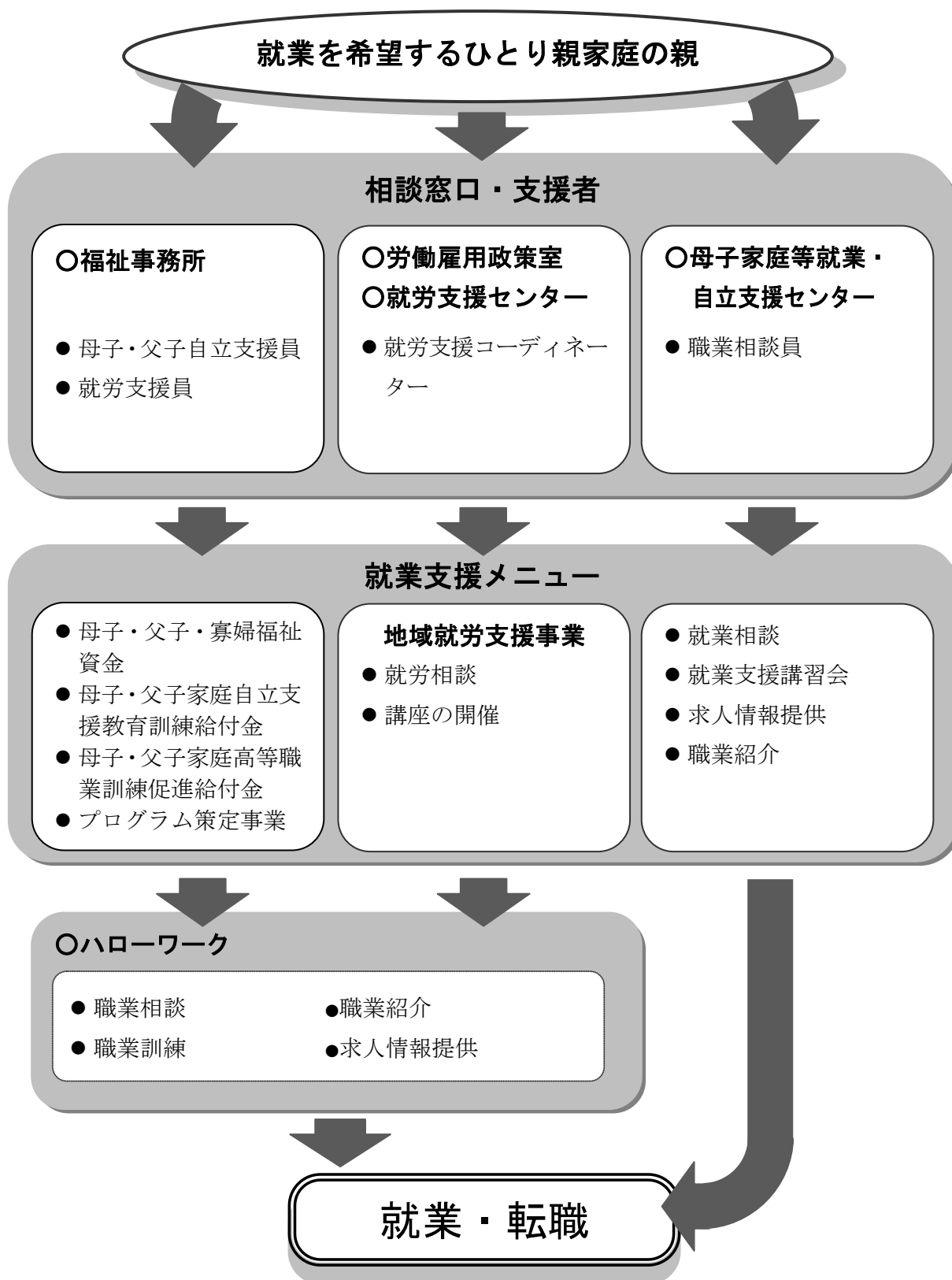
②ひとり親家庭の母、父、寡婦の雇入れの促進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
若年者等トライアル雇用支援金の活用促進	国（ハローワーク）はトライアル雇用奨励金制度により、母子家庭の母等の雇入れを促進しており、本市においても、事業所に対して、若年者等トライアル雇用支援金制度により補助しており、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	○	○	○
雇入れの促進	事業所や経済団体に対して、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の就業促進に向けての働きかけを進めます。	○	○	○
公共施設等における母子家庭の母、父子家庭の父等の雇用の促進	公共施設等における母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の雇用の促進に努めます。	○	○	○
プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	○	○	

③就業の促進に対する総合的サポートの推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ハローワーク等の関係機関との連携強化	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、母子・父子自立支援員、就労支援センターやハローワーク等、就業にかかわる関係機関との連携を強化し、雇用の促進に努めます。	○	○	○
ワークサポート事業の実施	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、様々な阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行います。	○	○	○
子育てと仕事の両立を可能にする雇用環境の整備	ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事の両立ができるように、性別によって差別されことなく、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。	○	○	○

相談から就業までの一貫した就業支援事業の流れ



（２）子育てや生活面の支援

子育てや家事等の生活上の負担を軽減し、ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練を両立させることができるように、多様な子育て支援サービスを提供します。

子育てや生活支援にあたっては、地域の資源や人材を活用し、地域全体で支えていくようなしくみづくりを進めます。

また、子どもたちが安心できる居場所づくりと、ひとり親の悩みごと等を気軽に相談できる場所の充実等、心身ともに健やかに育つことができるよう、支援を行います。

①保育サービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
保育所（園）や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	○	○	
延長保育事業の充実	ひとり親家庭の親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育事業の充実に努めます。	○	○	
一時預かり事業の拡充	ひとり親家庭の親が利用しやすいよう事業の充実に努めます。	○	○	
病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校１年生から３年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	○	○	
留守家庭児童育成クラブの充実	小学生（１～６年生）を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	○	○	

②家庭での養育を支えるサービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭の親が一時的なけがや病気、冠婚葬祭、就職活動等で、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要になったときに家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図ります。	○	○	○
ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	○	○	
子育て短期支援事業の充実	保護者が病気、出張、事故等（ショートステイ）、仕事のため帰宅が夜間にわたるなど（トワイライトステイ）、一時的に家庭において子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設等で子どもを預かります。	○	○	
小地域ネットワーク活動事業の充実	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等、支援を必要とする人が安心して生活できるように、小地域（おおむね小学校区）を単位とする地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。	○	○	○

③子ども自身へのサポート

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
留守家庭児童育成クラブの充実 (再掲)	小学生(1～6年生)を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	○	○	
スクールカウンセラーの活用	高度な専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを全市立中学校・日新高等学校に配置し、市立の小学校・中学校・高等学校の子どもたち及び保護者に対応します。 学校のいじめや不登校等、子どもを取り巻く課題への対応及び、子育てに不安を抱える保護者に対して、教育相談機能の充実を図ります。	○	○	
スクールソーシャルワーカーの活用	高度な専門知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを必要に応じて市立の小学校・中学校・高等学校・幼稚園に派遣します。 福祉的な視点で、子どもに関わるすべての背景や状況を視野に置いて分析し、関係機関との調整・連携等を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図ります。	○	○	
子ども専用電話相談の実施	子ども専用電話相談ダイヤル(「いじめ・悩み110番」)を設け、子どもがいじめその他の悩みを直接相談できる機会を作り、早期の発見、早期の対応の充実を図ります。	○	○	
学習支援ボランティアの実施	貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業を実施します。	○	○	
コミュニティソーシャルワーカー	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行います。	○	○	

④母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子生活支援施設のあり方の検討	母子生活支援施設では、援助を必要とする母子家庭の親子が一緒に入居し、安心して自立に向けた生活を営み、早期に自立が図れるよう、生活の様々な相談や支援を行います。 施設の老朽化にともない、現施設は廃止しますが、今後、母子生活支援機能については継承していきます。	○		

⑤住宅の確保に向けた支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
公営住宅への優先入居	府営住宅の福祉世帯向け募集についての情報提供を積極的に進めるとともに、市営住宅においても、福祉世帯向け住宅の確保について検討します。	○	○	

（３）養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、子どもを監護しない親として養育費の支払いは当然の責務です。養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であることを広報・啓発するとともに、養育費の確保ができるよう、その取り決め書類の作成や履行確保等の相談支援を充実します。

①養育費の取り決めの推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
法律相談の実施	法律上の相談や悩みについて弁護士による相談事業を実施します。 「女性のための法律相談」のなかで、離婚、養育費に関する相談にも対応します。	○	○	
養育費取得に関する情報提供	母子・父子自立支援員等の相談員を通して、養育費取得に必要な知識や文書での養育費の取り決め方法等、養育費取得に関する情報を提供していきます。	○	○	
母子家庭等就業・自立支援センター事業としての養育費相談の実施	ひとり親家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費に関する相談や情報提供を行います。	○	○	

②養育費に関する啓発の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
養育費確保に関する広報・啓発の実施	養育費の負担は、子どもの親として当然の責務であるという社会的気運を高めるため、様々な機会や方法で広報、啓発を行うとともに、相談機関の周知、啓発を進めます。	○	○	

③面会交流に関する啓発の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
面会交流の啓発	面会交流は、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならないという社会的気運を高めるため、様々な機会や方法で啓発を行うとともに、相談機関の周知、啓発を進めます。	○	○	

（４）経済的な支援

ひとり親家庭に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行います。父子家庭においても経済状況が厳しいことを認識し、必要な支援が得られるように努めます。また非婚のひとり親家庭の増加が見受けられることから、非婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用に取り組みます。

また、これらの制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場に立った貸付・給付事務の実施に努めます。

①基本的な生活への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
児童扶養手当	父母の離別や死亡等により児童を養育している父母等に支給します。	○	○	
児童手当	中学校修了前の児童を養育している人に支給します。	○	○	
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭に対し医療費の自己負担分の一部を助成します。	○	○	
非婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭を支援することを目的に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。	○	○	

②生活の向上と安定のための貸付

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上のため、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図ることを目的として、無利子または低金利で修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金等 12 資金の貸付を行います。平成 26 年から対象に父子家庭が追加されました。	○	○	○

③各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
経済的支援策に関する情報の周知徹底	児童扶養手当等、経済的支援策のパンフレットの配布や就業支援に関する情報等についてきめ細やかな情報提供を行います。	○	○	○

(5) 総合的な相談機能や情報提供の充実

一人で仕事や生活（子育て）も担うことになった状況を受け止め、ひとり親家庭の親子が安定した将来設計ができるよう、母子・父子自立支援員を中心に、担当各課、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体等と連携を図りながら相談体制を充実します。

また、パンフレットなどの配布やインターネット、携帯電話等様々な媒体を活用した情報提供を行い、支援策の一層の周知を図ります。

①情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談窓口の周知徹底	必要なときに適切なサービスが受けられるよう、市や福祉事務所等で行っている生活支援や子育て支援、就業支援等の各制度に関する情報や相談窓口について、広報紙やパンフレット、インターネット、携帯電話等多様な媒体を通じて一層の周知を図ります。	○	○	○
情報コーナーの設置の検討	ひとり親家庭にとって必要な情報が行き届くよう、気軽に情報収集ができるようなかたちでの情報コーナーの設置を検討します。	○	○	○

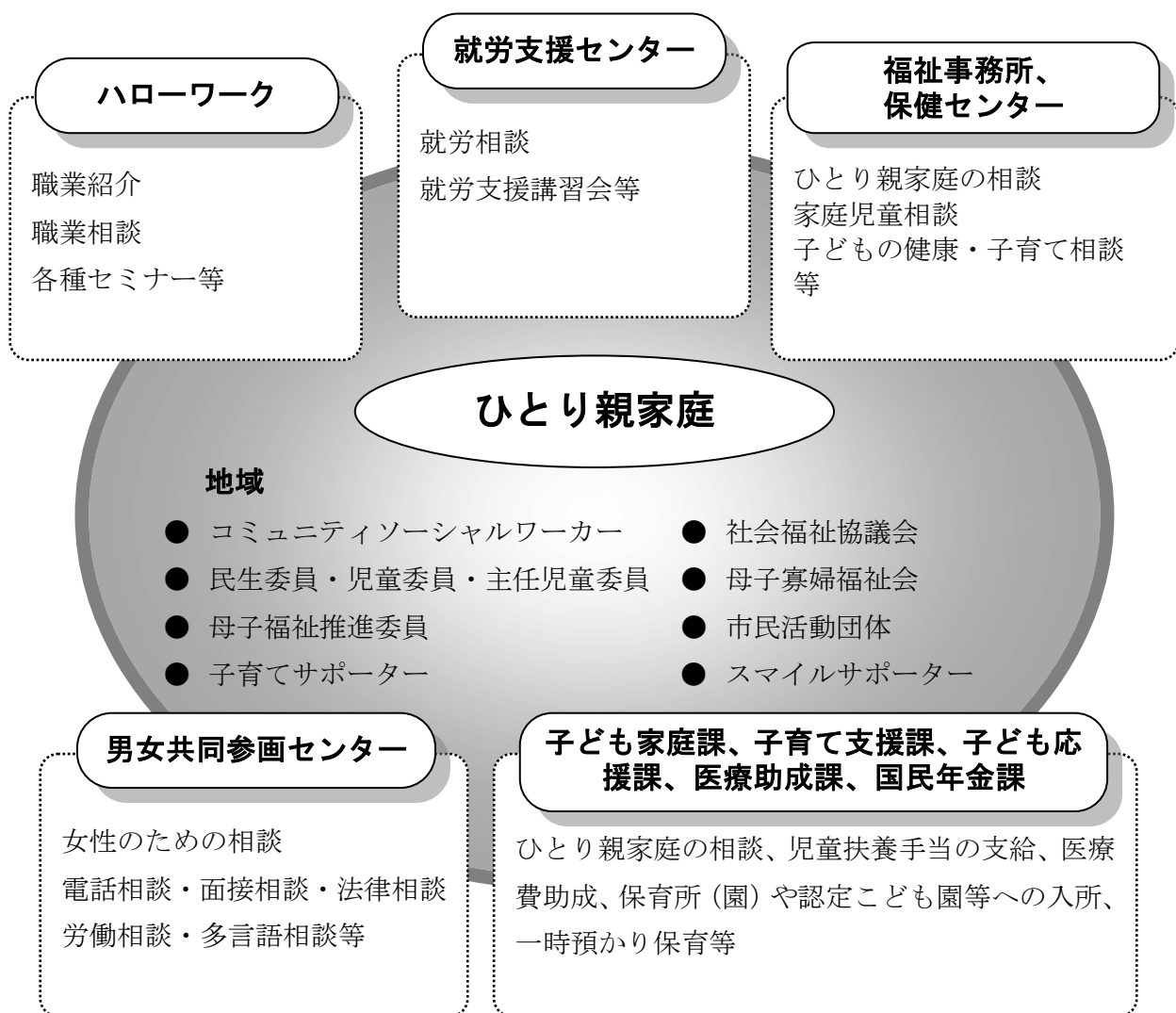
②包括的な相談機能の充実と連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子・父子自立支援員による相談活動の推進	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたります。	○	○	○
各種相談機関の機能充実と連携の強化	電話及び窓口において、ひとり親家庭の生活全般についての相談や心理面のケアに対応し、総合的な支援を行うために、福祉事務所や男女共同参画センター、保育所（園）や認定こども園等、ハローワーク、就労支援センター、子ども家庭センター等、関係諸機関との連携を一層密にします。	○	○	○
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー、スマイルサポーターが、ひとり親家庭の抱える悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等、関係機関と連携して見守っていきます。	○	○ 一部	○

③ 相談にあたる者の資質の確保とその向上

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談にかかわる者に対する研修等の充実	ひとり親家庭の個々の事情に応じたきめ細やかな相談に対応できるように、母子・父子自立支援員、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、東大阪市母子寡婦福祉会等、相談にかかわる者の専門性を高めるため、研修や交流機会を充実します。	○	○	○

相談・支援に関する連携図



（６）ひとり親家庭等に関する団体・機関との連携強化

東大阪市母子寡婦福祉会が本市のひとり親家庭の自立促進施策を進める上での協働のパートナーとして活動できるよう支援、連携します。

また、ひとり親家庭同士で経験や知識を分かち合うなど気持ちが共有できる自助グループの育成や、交流、ネットワークづくりを支援します。

①ひとり親家庭等に関する団体との連携強化、団体活動への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉団体への優先的な事業発注の推進	母子寡婦福祉団体への業務委託等、基盤拡充に向けた支援を行います。	○		○
母子寡婦福祉団体の活動への支援と連携	母子寡婦福祉団体の特性を活かした活動に対して適切な支援を行うとともに、必要に応じて協働していきます。	○		○

②関係機関との連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
関係機関の連携強化	福祉事務所、母子・父子自立支援員、教育委員会、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等の職員がひとり親家庭の自立促進支援を進めるため、連絡会議等を通じて情報交換を行い、一層の連携を図ります。	○	○	○

③当事者間の交流への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成	母子寡婦福祉団体や男女共同参画センターと連携し、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換や交流、相談等ができるよう活動を支援します。	○	○	○

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 関係部局との連携

本計画は本市におけるひとり親家庭の自立促進施策の指針となるものであり、推進にあたっては、国、大阪府、庁内の人権、教育、労働、住宅等、幅広い分野にわたる東大阪市福祉推進委員会との連携を図り、推進します。

2. 関係機関・団体等との連携

母子寡婦福祉会等の当事者団体や民生委員・児童委員・主任児童委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における産業、労働、福祉の関係者や事業者との連携を強化し、本計画を推進します。

3. 計画の普及、啓発活動

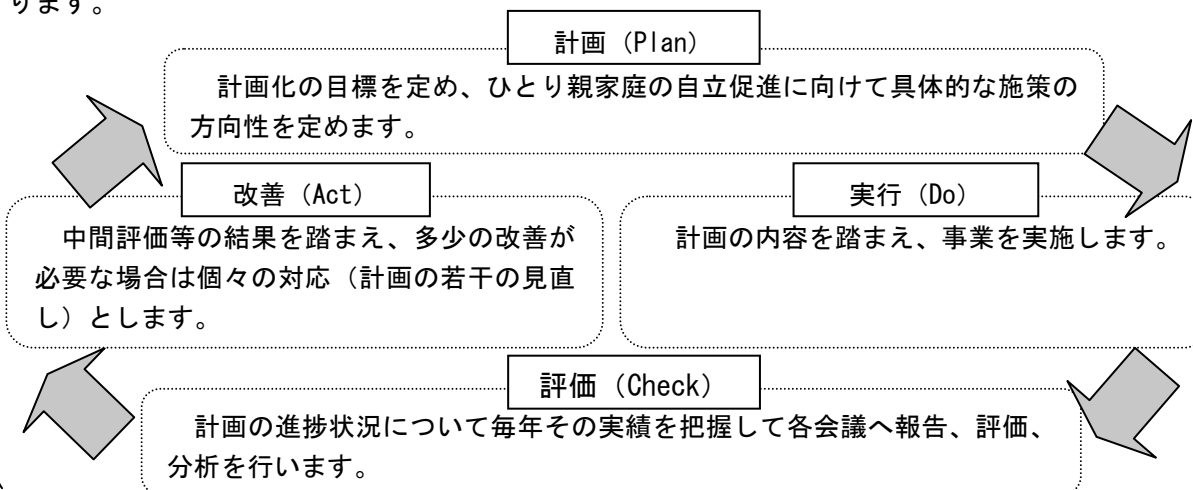
本計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

4. 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を把握し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



5. 計画の効果的な運用方法

今後の社会経済情勢の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、ひとり親家庭に関する施策の見直し等により、本計画の取り組みが変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するよう努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

資料編

資料編

1. ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査結果（概要）

【母子・父子家庭アンケート結果】

（1）回答者の属性

母子家庭では30代、40代の母親が多く、父子家庭では40代、50代の父親が多くなっています。

①年齢

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
20歳未満	1	0.1%	0	0.0%
20～24歳	18	2.3%	0	0.0%
25～29歳	29	3.7%	6	2.7%
30～34歳	88	11.2%	10	4.4%
35～39歳	161	20.4%	30	13.3%
40～44歳	221	28.0%	43	19.1%
45～49歳	199	25.3%	58	25.8%
50～54歳	60	7.6%	50	22.2%
55歳以上	9	1.1%	26	11.6%
無回答	2	0.3%	2	0.9%
合計	788	100.0%	225	100.0%

②ひとり親になってからの年数

母子家庭では「5年～10年未満」が最も多く、父子家庭では「1年～5年未満」が最も多く、次いで母子家庭・父子家庭ともに「10年～20年未満」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1年未満	21	2.7%	23	10.2%
1年～5年未満	231	29.3%	87	38.7%
5年～10年未満	264	33.5%	56	24.9%
10年～20年未満	255	32.4%	58	25.8%
20年以上	14	1.8%	1	0.4%
無回答	3	0.4%	0	0.0%
合計	788	100.0%	225	100.0%

③ひとり親になった理由

母子家庭・父子家庭ともに「離婚」が最も多く、次いで母子家庭では「未婚」、父子家庭では「死別」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
離婚	708	89.8%	171	76.0%
未婚	70	8.9%	1	0.4%
死別	7	0.9%	49	21.8%
生死不明	0	0.0%	0	0.0%
その他	3	0.4%	4	1.8%
合計	788	100.0%	225	100.0%

母親・父親の年齢 × ひとり親になった理由

親の年齢別にみると、母子家庭では30歳以上では「離婚」が9割以上を占めています。30歳未満では「離婚」が3分の2、「未婚」が3分の1となっています。父子家庭では、年齢が高いほど「死別」の割合が多くなっています。

		上段：回答数、下段：構成比					
母子家庭	30歳未満	離婚	未婚	死別	生死不明	その他	合計
		32 66.7%	16 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	48 100.0%
	30～39歳	226 90.8%	22 8.8%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	249 100.0%
		384 91.4%	29 6.9%	4 1.0%	0 0.0%	3 0.7%	420 100.0%
	50歳以上	64 92.8%	3 4.3%	2 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	69 100.0%
		2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	無回答	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
		708 89.8%	70 8.9%	7 0.9%	0 0.0%	3 0.4%	788 100.0%
父子家庭	30歳未満	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
		36 90.0%	0 0.0%	3 7.5%	0 0.0%	1 2.5%	40 100.0%
	30～39歳	81 80.2%	0 0.0%	17 16.8%	0 0.0%	3 3.0%	101 100.0%
		46 60.5%	1 1.3%	29 38.2%	0 0.0%	0 0.0%	76 100.0%
	50歳以上	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
		171 76.0%	1 0.4%	49 21.8%	0 0.0%	4 1.8%	225 100.0%
	無回答	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
		788 76.0%	70 8.9%	7 0.9%	0 0.0%	3 0.4%	788 100.0%

④同居している家族

母子家庭・父子家庭ともに「本人と子ども」が最も多く、次いで「本人と子どもと父母」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
本人と子ども	614	77.9%	159	70.7%
本人と子どもと父母	109	13.8%	37	16.4%
本人と子どもと祖父母	31	3.9%	16	7.1%
本人と子どもと兄弟姉妹	9	1.1%	5	2.2%
その他	22	2.8%	8	3.6%
無回答	3	0.4%	0	0.0%
合計	788	100.0%	225	100.0%

⑤子どもの数

母子家庭では「1人」が最も多く、父子家庭では「2人」が最も多く、次いで母子家庭では「2人」、父子家庭では「1人」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1人	361	45.8%	89	77.4%
2人	283	35.9%	91	79.1%
3人	115	14.6%	37	32.2%
4人以上	29	3.7%	6	5.2%
無回答	0	0.0%	2	1.7%
合計	788	100.0%	225	195.7%

⑥子どもの就学・就労状況

母子家庭・父子家庭ともに「高校生」が最も多く、次いで「中学生」、「小学校4～6年生」等となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
保育所（園）児	103	7.4%	24	5.9%
幼稚園児	11	0.8%	7	1.7%
認定こども園児	11	0.8%	0	0.0%
その他就学前児	20	1.4%	3	0.7%
小学校1～3年生	157	11.2%	39	9.5%
小学校4～6年生	206	14.7%	58	14.2%
中学生	289	20.7%	82	20.0%
高校生	332	23.8%	96	23.5%
大学・大学院生	56	4.0%	35	8.6%
専門学校・各種学校の学生	29	2.1%	7	1.7%
就労	111	7.9%	32	7.8%
その他	57	4.1%	21	5.1%
無回答	15	1.1%	5	1.2%
合計	1,397	100.0%	409	100.0%

（２）就労状況

①就業の状況

母子家庭では、ひとり親家庭になる前では「パート・アルバイト」が最も多く、次いで「無職」、「正社員」等となっています。ひとり親家庭になった直後には、「パート・アルバイト」が増加しているほか、「正社員」、「派遣社員」等もわずかながら増加し、「無職」は減少しています。

現在の就業の状況をみると、それ以前は2割に満たなかった「正社員」が3割まで増加しています。今後の希望をみると、「正社員」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」、「自営業など」等となっています。

父子家庭では、「正社員」は一貫して最も多くなっていますが、ひとり親家庭になる前には7割に近い水準でしたが、現在の就労状況をみると5割台まで減少しています。また、ひとり親家庭になった直後には、「無職」が増加しています。

現在の就業の状況をみると、「パート・アルバイト」がひとり親になった前後に比べて増加しています。今後の希望をみると、「正社員」が最も多く、次いで「自営業など」となっています。

ひとり親家庭になる前

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
正社員	130	16.5%	153	68.0%
派遣社員	19	2.4%	3	1.3%
パート・アルバイト	319	40.5%	8	3.6%
自営業など	16	2.0%	39	17.3%
家族従業者	21	2.7%	2	0.9%
内職・在宅ワーク	12	1.5%	1	0.4%
その他	17	2.2%	4	1.8%
無職	241	30.6%	5	2.2%
無回答	13	1.6%	10	4.4%
合計	788	100.0%	225	100.0%

ひとり親家庭になった直後

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
正社員	145	18.4%	141	62.7%
派遣社員	27	3.4%	3	1.3%
パート・アルバイト	382	48.5%	11	4.9%
自営業など	8	1.0%	34	15.1%
家族従業者	4	0.5%	3	1.3%
内職・在宅ワーク	9	1.1%	1	0.4%
その他	16	2.0%	3	1.3%
無職	179	22.7%	19	8.4%
無回答	18	2.3%	10	4.4%
合計	788	100.0%	225	100.0%

現在

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
正社員	261	33.1%	129	57.3%
派遣社員	30	3.8%	6	2.7%
パート・アルバイト	333	42.3%	17	7.6%
自営業など	18	2.3%	41	18.2%
家族従業者	4	0.5%	2	0.9%
内職・在宅ワーク	7	0.9%	1	0.4%
その他	19	2.4%	5	2.2%
無職	109	13.8%	20	8.9%
無回答	7	0.9%	4	1.8%
合計	788	100.0%	225	100.0%

今後の希望

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
正社員	506	64.2%	139	61.8%
派遣社員	9	1.1%	0	0.0%
パート・アルバイト	148	18.8%	6	2.7%
自営業など	30	3.8%	49	21.8%
家族従業者	2	0.3%	0	0.0%
内職・在宅ワーク	16	2.0%	1	0.4%
その他	22	2.8%	2	0.9%
無職	4	0.5%	5	2.2%
無回答	51	6.5%	23	10.2%
合計	788	100.0%	225	100.0%

現在の最終学歴 × 現在の就業状況

現在の最終学歴別に、現在の就業の状況をみると、母子家庭では「専門学校・各種学校卒業（修了）」、「短大卒業」「大学・大学院卒業（修了）」等では「正社員」が、「高校中退」、「高校卒業」「中学校卒業」等では「パート・アルバイト」がそれぞれ最も多くなっています。また、「中学校卒業」では「無職」が36.4%と多くなっています。

父子家庭では「大学・大学院卒業（修了）」では「正社員」が7割を超えています。また、「大学・大学院中退」や「高校中退」等では「自営業など」が比較的多くなっています。

上段：回答数、下段：構成比

		正社員	派遣社員	パート・ アルバイト	自営業な ど	家族従業 者	内職・在 宅ワーク	その他	無職	無回答	合計
母子家庭	中学校卒業	6 9.1%	2 3.0%	29 43.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.5%	2 3.0%	24 36.4%	0 0.0%	66 100.0%
	高校中退	13 17.6%	2 2.7%	38 51.4%	1 1.4%	0 0.0%	2 2.7%	3 4.1%	13 17.6%	2 2.7%	74 100.0%
	高校卒業	96 30.9%	8 2.6%	152 48.9%	5 1.6%	1 0.3%	1 0.3%	5 1.6%	39 12.5%	4 1.3%	311 100.0%
	高等専門学校卒業	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	専門学校・各種 学校卒業（修	69 47.9%	4 2.8%	51 35.4%	2 1.4%	0 0.0%	1 0.7%	3 2.1%	14 9.7%	0 0.0%	144 100.0%
	短大中退	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
	短大卒業	46 41.4%	10 9.0%	36 32.4%	5 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.7%	11 9.9%	0 0.0%	111 100.0%
	大学・大学院中 退	7 58.3%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 25.0%	0 0.0%	12 100.0%
	大学・大学院卒業 （修了）	21 46.7%	3 6.7%	11 24.4%	5 11.1%	2 4.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.7%	0 0.0%	45 100.0%
	その他	1 10.0%	0 0.0%	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
	無回答	2 28.6%	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%
	合計	261 33.1%	30 3.8%	333 42.3%	18 2.3%	4 0.5%	7 0.9%	19 2.4%	109 13.8%	7 0.9%	788 100.0%
父子家庭	中学校卒業	7 35.0%	1 5.0%	3 15.0%	4 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 20.0%	1 5.0%	20 100.0%
	高校中退	12 40.0%	0 0.0%	2 6.7%	7 23.3%	1 3.3%	1 3.3%	0 0.0%	5 16.7%	2 6.7%	30 100.0%
	高校卒業	51 60.0%	3 3.5%	5 5.9%	13 15.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.7%	9 10.6%	0 0.0%	85 100.0%
	高等専門学校卒業	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	専門学校・各種 学校卒業（修	14 58.3%	1 4.2%	3 12.5%	5 20.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
	短大中退	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	短大卒業	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	大学・大学院中 退	5 45.5%	0 0.0%	2 18.2%	4 36.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%
	大学・大学院卒業 （修了）	34 77.3%	1 2.3%	1 2.3%	4 9.1%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.5%	1 2.3%	44 100.0%
	その他	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---
	無回答	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	合計	129 57.3%	6 2.7%	17 7.6%	41 18.2%	2 0.9%	1 0.4%	5 2.2%	20 8.9%	4 1.8%	225 100.0%

②ひとり親家庭になったことでの仕事上の変化

母子家庭では「新規に仕事についた」が最も多く、次いで「そのまま仕事を続けた」、「転職した」等となっています。父子家庭では、「そのまま仕事を続けた」が最も多く、次いで「転職した」、「仕事をやめ、無職になった」等となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
そのまま仕事を続けた	225	28.6%	155	68.9%
転職した	181	23.0%	28	12.4%
新規に仕事についた	228	28.9%	5	2.2%
仕事を追加した	33	4.2%	4	1.8%
仕事をやめ、無職になった	53	6.7%	19	8.4%
そのまま無職を続けた	44	5.6%	8	3.6%
その他	12	1.5%	5	2.2%
無回答	12	1.5%	1	0.4%
合計	788	100.0%	225	100.0%

③仕事の有無

母子家庭・父子家庭ともに「働いている」が8割以上を占めています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
働いている	665	84.4%	201	89.3%
働いていない	120	15.2%	24	10.7%
無回答	3	0.4%	0	0.0%
合計	788	100.0%	225	100.0%

④求職活動の問題点

母子家庭では、「時間条件が合わなかった」が最も多く、次いで「子どもが小さいことを問題にされた」、「収入条件が合わなかった」等となっています。父子家庭では「収入条件が合わなかった」が最も多く、次いで「求人が少なかった」「時間条件が合わなかった」、「年齢制限があった」等となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
悩みの相談先がなかった	55	8.3%	15	7.5%
情報の入手先がわからなかった	28	4.2%	10	5.0%
求職中の子育てが困難だった	145	21.8%	15	7.5%
求人が少なかった	149	22.4%	33	16.4%
収入条件が合わなかった	157	23.6%	40	19.9%
時間条件が合わなかった	269	40.5%	33	16.4%
子どもが小さいことを問題にされた	217	32.6%	15	7.5%
職業経験が少なく難しかった	87	13.1%	12	6.0%
必要な専門知識や資格がなかった	151	22.7%	12	6.0%
年齢制限があった	145	21.8%	25	12.4%
ひとり親家庭であることが問題にされた	93	14.0%	14	7.0%
その他	36	5.4%	19	9.5%
有効回答数	665	100.0%	201	100.0%

⑤就労に関する国や市の施策に対する要望

母子家庭では「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進（啓発）」が最も多く、以下「正規雇用での就労機会の拡充」、「資格取得を支援する制度の拡充」、「ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援」、「講習会受講料の補助等の経済的支援の拡充」が4割を超えて多くなっています。

父子家庭では「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進（啓発）」が最も多く、次いで「ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
正規雇用での就労機会の拡充	347	44.0%	62	27.6%
ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援	322	40.9%	77	34.2%
ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進（啓発）	351	44.5%	82	36.4%
資格取得を支援する制度の拡充	341	43.3%	51	22.7%
講習会受講料の補助等の経済的支援の拡充	320	40.6%	39	17.3%
保育所への優先入所の推進、延長保育・休日保育・一時保育の拡充	146	18.5%	33	14.7%
身近なところでの就業支援講習会の拡充	135	17.1%	25	11.1%
職業訓練や技能講習会等の機会やメニューの拡充	142	18.0%	14	6.2%
マザーズハローワーク等国の就労支援策の拡充	113	14.3%	5	2.2%
身近なところでの出張相談会の拡充	43	5.5%	16	7.1%
夜間保育等働きやすい保育の実施	93	11.8%	15	6.7%
その他	19	2.4%	6	2.7%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

（３）経済的状況

①収入

母子家庭の年間総収入をみると、「100万円～150万円未満」が最も多く、次いで「100万円未満」、「200万円～250万円未満」となっており、200万円未満が約５割を占めています。うち就労による収入をみると、「100万円未満」が最も多く、次いで「100万円～150万円未満」となっています。就労による収入がない人も１割以上います。

父子家庭の年間総収入をみると、「600万円以上」が最も多く、次いで「200万円～250万円未満」となっており、200万円未満は２割となっています。うち就労による収入をみると、「600万円以上」が最も多くなっています。

年間総収入

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
100万円未満	134	17.0%	17	7.6%
100万円～150万円未満	155	19.7%	14	6.2%
150万円～200万円未満	89	11.3%	15	6.7%
200万円～250万円未満	130	16.5%	23	10.2%
250万円～300万円未満	77	9.8%	10	4.4%
300万円～350万円未満	54	6.9%	16	7.1%
350万円～400万円未満	18	2.3%	19	8.4%
400万円～450万円未満	15	1.9%	19	8.4%
450万円～500万円未満	8	1.0%	10	4.4%
500万円～550万円未満	6	0.8%	14	6.2%
550万円～600万円未満	4	0.5%	12	5.3%
600万円以上	8	1.0%	33	14.7%
収入はない	62	7.9%	10	4.4%
無回答	28	3.6%	13	5.8%
合計	788	100.0%	225	100.0%

就労による収入

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
100万円未満	196	24.9%	26	11.6%
100万円～150万円未満	163	20.7%	13	5.8%
150万円～200万円未満	79	10.0%	14	6.2%
200万円～250万円未満	94	11.9%	14	6.2%
250万円～300万円未満	57	7.2%	11	4.9%
300万円～350万円未満	34	4.3%	17	7.6%
350万円～400万円未満	15	1.9%	19	8.4%
400万円～450万円未満	13	1.6%	17	7.6%
450万円～500万円未満	7	0.9%	9	4.0%
500万円～550万円未満	3	0.4%	12	5.3%
550万円～600万円未満	3	0.4%	9	4.0%
600万円以上	8	1.0%	30	13.3%
収入はない	83	10.5%	17	7.6%
無回答	33	4.2%	17	7.6%
合計	788	100.0%	225	100.0%

現在の最終学歴 × 就労による収入

就労による収入を現在の最終学歴別にみると、母子家庭では、最終学歴「中学校卒業」と「高校中退」では「100万円未満」と「収入はない」の合計が5割を超えています。

父子家庭では、最終学歴「中学校卒業」では「100万円未満」が35.0%で最も多く、次いで「収入はない」(25.0%)と、就労による収入100万円未満が6割を占めています。

		上段：回答数、下段：構成比																
		100万円未満	100万円～150万円未満	150万円～200万円未満	200万円～250万円未満	250万円～300万円未満	300万円～350万円未満	350万円～400万円未満	400万円～450万円未満	450万円～500万円未満	500万円～550万円未満	550万円～600万円未満	600万円以上	収入はない	無回答	合計		
母子家庭	中学校卒業	26	13	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	15	6	66		
		39.4%	19.7%	3.0%	4.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.7%	9.1%	100.0%		
	高校中退	26	13	10	3	2	2	2	0	0	0	0	0	14	2	74		
		35.1%	17.6%	13.5%	4.1%	2.7%	2.7%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.9%	2.7%	100.0%		
	高校卒業	80	73	43	35	21	10	4	1	0	1	1	1	31	10	311		
		25.7%	23.5%	13.8%	11.3%	6.8%	3.2%	1.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%	10.0%	3.2%	100.0%		
	高等専門学校卒業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
	専門学校・各種学校卒業（修了）	25	25	8	25	16	11	2	7	1	2	1	2	12	7	144		
		17.4%	17.4%	5.6%	17.4%	11.1%	7.6%	1.4%	4.9%	0.7%	1.4%	0.7%	1.4%	8.3%	4.9%	100.0%		
	短大中退	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4		
		75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%		
	短大卒業	20	28	10	14	14	5	4	2	3	0	1	2	4	4	111		
		18.0%	25.2%	9.0%	12.6%	12.6%	4.5%	3.6%	1.8%	2.7%	0.0%	0.9%	1.8%	3.6%	3.6%	100.0%		
	大学・大学院中退	1	1	1	2	0	0	1	2	1	0	0	0	2	1	12		
		8.3%	8.3%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	100.0%		
	大学・大学院卒業（修了）	6	7	3	11	2	5	2	1	2	0	0	3	2	1	45		
		13.3%	15.6%	6.7%	24.4%	4.4%	11.1%	4.4%	2.2%	4.4%	0.0%	0.0%	6.7%	4.4%	2.2%	100.0%		
父子家庭	その他	5	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	10		
		50.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%		
	無回答	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7		
		28.6%	0.0%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	100.0%		
	合計	196	163	79	94	57	34	15	13	7	3	3	8	83	33	788		
		24.9%	20.7%	10.0%	11.9%	7.2%	4.3%	1.9%	1.6%	0.9%	0.4%	0.4%	1.0%	10.5%	4.2%	100.0%		
	中学校卒業	7	0	1	0	2	0	1	1	1	0	1	0	5	1	20		
		35.0%	0.0%	5.0%	0.0%	10.0%	0.0%	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%	5.0%	0.0%	25.0%	5.0%	100.0%		
	高校中退	3	5	3	2	0	4	1	0	2	1	0	1	4	4	30		
		10.0%	16.7%	10.0%	6.7%	0.0%	13.3%	3.3%	0.0%	6.7%	3.3%	0.0%	3.3%	13.3%	13.3%	100.0%		
	高校卒業	10	3	7	2	5	7	11	6	2	7	5	7	6	7	85		
		11.8%	3.5%	8.2%	2.4%	5.9%	8.2%	12.9%	7.1%	2.4%	8.2%	5.9%	8.2%	7.1%	8.2%	100.0%		
	高等専門学校卒業	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	5		
		0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%		
	専門学校・各種学校卒業（修了）	2	1	2	3	1	4	1	3	1	0	0	4	1	1	24		
		8.3%	4.2%	8.3%	12.5%	4.2%	16.7%	4.2%	12.5%	4.2%	0.0%	0.0%	16.7%	4.2%	4.2%	100.0%		
	短大中退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
	短大卒業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
	大学・大学院中退	1	1	1	1	0	0	2	1	2	1	0	1	0	0	11		
		9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	18.2%	9.1%	18.2%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%		
	大学・大学院卒業（修了）	3	3	0	3	1	2	3	4	1	3	2	16	1	2	44		
		6.8%	6.8%	0.0%	6.8%	2.3%	4.5%	6.8%	9.1%	2.3%	6.8%	4.5%	36.4%	2.3%	4.5%	100.0%		
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
	無回答	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4		
		0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	100.0%		
	合計	26	13	14	14	11	17	19	17	9	12	9	30	17	17	225		
		11.6%	5.8%	6.2%	6.2%	4.9%	7.6%	8.4%	7.6%	4.0%	5.3%	4.0%	13.3%	7.6%	7.6%	100.0%		

②世帯収入の構成

母子家庭・父子家庭ともに「あなたの就労収入」が8割を超えており、最も多くなっています。各種手当をみると、児童扶養手当を受けている方は母子家庭で8割弱、父子家庭で3割強、児童手当を受けている方は母子家庭で6割弱、父子家庭で4割強等となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
あなたの就労収入	634	80.5%	183	81.3%
子どもの就労収入	36	4.6%	5	2.2%
同居家族（子ども以外）の就労収入	26	3.3%	13	5.8%
子どもの父親（母親）からの養育費	74	9.4%	0	0.0%
児童扶養手当	610	77.4%	77	34.2%
児童手当	464	58.9%	96	42.7%
特別児童扶養手当	86	10.9%	16	7.1%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	8	1.0%	1	0.4%
高等職業訓練促進給付金	4	0.5%	1	0.4%
親などからの援助	39	4.9%	21	9.3%
遺族基礎年金・厚生年金	4	0.5%	16	7.1%
生活保護	185	23.5%	15	6.7%
子どもに対する奨学金	35	4.4%	8	3.6%
その他	6	0.8%	2	0.9%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

（４）養育費

①養育費の受け取りについて

母子家庭では「一度も受け取ったことはない」が最も多く、次いで「以前は受け取っていたが、現在は受け取っていない」となっています。父子家庭では「一度も受け取ったことはない」が最も多く、次いで「定期的に受け取っている」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
定期的に受け取っている	79	11.2%	5	2.9%
不定期だが受け取っている	18	2.5%	2	1.2%
以前は受け取っていたが、現在は受け取っていない	82	11.6%	2	1.2%
一度も受け取ったことはない	511	72.2%	148	86.5%
無回答	18	2.5%	14	8.2%
合計	708	100.0%	171	100.0%

②養育費を受け取らなかった理由

母子家庭では「相手に支払の能力や意思がなかった」が最も多く、次いで「関係を断ち切りたかった」となっています。父子家庭では「相手に支払の能力や意思がなかった」が最も多く、次いで「関係を断ち切りたかった」、「自分の収入など経済的な問題がなかった」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
自分の収入など経済的な問題がなかった	8	1.6%	38	25.7%
交渉がわずらわしかった	62	12.1%	32	21.6%
相手に支払の能力や意思がなかった	361	70.6%	67	45.3%
請求できずと思わなかった	23	4.5%	22	14.9%
交渉がまとまらなかった	59	11.5%	6	4.1%
関係を断ち切りたかった	217	42.5%	43	29.1%
その他	46	9.0%	15	10.1%
有効回答数	511	100.0%	148	100.0%

③養育費の取り決め

母子家庭・父子家庭ともに「取り決めをしなかった」が最も多く、次いで「公正証書・判決・調停調書等の公的文書で取り決めをした」となっており、何らかの取り決めをした方は母子家庭が約4割、父子家庭が約2割となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
公正証書・判決・調停調書等の公的文書で取り決めをした	134	18.9%	14	8.2%
公正証書・判決・調停調書等の公的文書以外の私的文書で取り決めをした	60	8.5%	6	3.5%
文書はないが取り決めをした	99	14.0%	11	6.4%
取り決めをしなかった	361	51.0%	119	69.6%
無回答	54	7.6%	21	12.3%
合計	708	100.0%	171	100.0%

④取り決めの順守

母子家庭では「取り決めが全く守られていない」が最も多く、次いで「取り決めは守られている」となっています。父子家庭では「取り決めは守られている」が最も多く、「取り決めが一部守られていない」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
取り決めは守られている	96	32.8%	15	75.0%
取り決めが一部守られていない	41	14.0%	3	15.0%
取り決めが全く守られていない	143	48.8%	1	5.0%
無回答	13	4.4%	1	5.0%
合計	293	100.0%	20	100.0%

(5) 面会交流の状況

①面会交流の状況

母子家庭・父子家庭ともに「取り決めをしなかった」が最も多く、次いで「文書はないが取り決めをした」、「公正証書・判決・調停調書等の公的文書で取り決めをした」となっています。何らかの取り決めをした方は母子家庭・父子家庭ともに約3割となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
公正証書・判決・調停調書等の公的文書で取り決めをした	88	12.4%	16	9.4%
公正証書・判決・調停調書等の公的文書以外の私的文書で取り決めをした	26	3.7%	2	1.2%
文書はないが取り決めをした	108	15.3%	33	19.3%
取り決めをしなかった	458	64.7%	107	62.6%
無回答	28	4.0%	13	7.6%
合計	708	100.0%	171	100.0%

②面会交流の実施

母子家庭では「行ったことがない」が最も多く、次いで「過去に行ったことがある」となっています。父子家庭では「現在行っている」が最も多く、次いで「行ったことがない」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
現在行っている	155	21.9%	65	38.0%
過去に行ったことがある	184	26.0%	31	18.1%
行ったことがない	313	44.2%	53	31.0%
その他	30	4.2%	10	5.8%
無回答	26	3.7%	12	7.0%
合計	708	100.0%	171	100.0%

(6) 生活の状況と不安や悩み

①現在の生活の状況

母子家庭では「苦しい」が最も多く、次いで「大変苦しい」となっており、7割以上が生活が苦しいと回答しています。父子家庭の現在の生活の状況をみると、「苦しい」が最も多く、次いで「普通」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
余裕がある	7	0.9%	5	2.2%
普通	167	21.2%	68	30.2%
苦しい	359	45.6%	75	33.3%
大変苦しい	218	27.7%	65	28.9%
わからない	33	4.2%	3	1.3%
無回答	4	0.5%	9	4.0%
合計	788	100.0%	225	100.0%

母親・父親の年齢 × 現在の生活の状況

親の年齢別にみると、母子家庭では、50歳以上の「大変苦しい」が42.0%と、50歳未満に比べて多くなっています。父子家庭では、母数の少ない30歳未満を除いて、「大変苦しい」と「苦しい」の合計が最も多いのは40～49歳の64.3%となっています。

上段：回答数、下段：構成比

		余裕がある	普通	苦しい	大変苦しい	わからない	無回答	合計
母子家庭	30歳未満	0	11	23	12	2	0	48
		0.0%	22.9%	47.9%	25.0%	4.2%	0.0%	100.0%
	30～39歳	2	55	115	59	16	2	249
		0.8%	22.1%	46.2%	23.7%	6.4%	0.8%	100.0%
	40～49歳	3	87	198	118	13	1	420
		0.7%	20.7%	47.1%	28.1%	3.1%	0.2%	100.0%
	50歳以上	2	14	21	29	2	1	69
		2.9%	20.3%	30.4%	42.0%	2.9%	1.4%	100.0%
父子家庭	30歳未満	0	0	2	0	0	0	2
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30～39歳	1	15	8	12	1	3	40
		2.5%	37.5%	20.0%	30.0%	2.5%	7.5%	100.0%
	40～49歳	2	27	37	28	2	5	101
		2.0%	26.7%	36.6%	27.7%	2.0%	5.0%	100.0%
	50歳以上	2	25	27	21	0	1	76
		2.6%	32.9%	35.5%	27.6%	0.0%	1.3%	100.0%
母子家庭	30歳未満	0	0	0	2	0	0	2
		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30～39歳	5	68	75	65	3	9	225
		2.2%	30.2%	33.3%	28.9%	1.3%	4.0%	100.0%
	40～49歳	2	25	27	21	0	1	76
		2.6%	32.9%	35.5%	27.6%	0.0%	1.3%	100.0%
	50歳以上	2	25	27	21	0	1	76
		2.6%	32.9%	35.5%	27.6%	0.0%	1.3%	100.0%
父子家庭	30歳未満	0	0	0	2	0	0	2
		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30～39歳	1	15	8	12	1	3	40
		2.5%	37.5%	20.0%	30.0%	2.5%	7.5%	100.0%
	40～49歳	2	27	37	28	2	5	101
		2.0%	26.7%	36.6%	27.7%	2.0%	5.0%	100.0%
	50歳以上	2	25	27	21	0	1	76
		2.6%	32.9%	35.5%	27.6%	0.0%	1.3%	100.0%
母子家庭	30歳未満	0	0	0	2	0	0	2
		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30～39歳	1	15	8	12	1	3	40
		2.5%	37.5%	20.0%	30.0%	2.5%	7.5%	100.0%
	40～49歳	2	27	37	28	2	5	101
		2.0%	26.7%	36.6%	27.7%	2.0%	5.0%	100.0%
	50歳以上	2	25	27	21	0	1	76
		2.6%	32.9%	35.5%	27.6%	0.0%	1.3%	100.0%
父子家庭	30歳未満	0	0	0	2	0	0	2
		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	30～39歳	1	15	8	12	1	3	40
		2.5%	37.5%	20.0%	30.0%	2.5%	7.5%	100.0%
	40～49歳	2	27	37	28	2	5	101
		2.0%	26.7%	36.6%	27.7%	2.0%	5.0%	100.0%
	50歳以上	2	25	27	21	0	1	76
		2.6%	32.9%	35.5%	27.6%	0.0%	1.3%	100.0%

②現在の心配ごとや悩み

母子家庭の母親自身の悩みをみると、「生活費が少ない」が最も多く、次いで「仕事に関すること」、「自分の時間が十分とれない」等となっています。父子家庭の父親自身の悩みをみると、「生活費が少ない」が最も多く、次いで「仕事に関すること」、「借金がある」「自分の時間が十分とれない」等となっています。

本人に関する悩み

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
生活費が少ない	498	63.2%	117	52.0%
養育費がもらえない	149	18.9%	11	4.9%
借金がある	108	13.7%	62	27.6%
住宅に関すること	213	27.0%	32	14.2%
元配偶者から暴力やいやがらせがある	8	1.0%	2	0.9%
子育てや家事を手伝ってくれる人がいない	95	12.1%	44	19.6%
話し相手や相談相手がない	77	9.8%	44	19.6%
自分の時間が十分とれない	242	30.7%	62	27.6%
自分の健康状態がよくない	232	29.4%	44	19.6%
仕事に関すること	299	37.9%	69	30.7%
親族の介護・健康に関すること	99	12.6%	30	13.3%
親族、近隣の人、職場など、まわりの見目が気になる	83	10.5%	15	6.7%
その他	33	4.2%	9	4.0%
特に悩みはない	55	7.0%	26	11.6%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

お子さんに関する悩みをみると、母子家庭・父子家庭ともに「子どもの教育・進学に関することが不安である」が最も多く、次いで「子どもの将来が不安である」となっています。

子どもに関する悩み

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
子どもだけで留守番をさせることが多い	193	24.5%	45	20.0%
子どもとの団らんの時間が十分とれない	228	28.9%	56	24.9%
子どもに手をあげたり、叱りすぎたり世話をしなかったりしてしまう	46	5.8%	8	3.6%
子どもの教育・進学に関することが不安である	502	63.7%	100	44.4%
子どもの将来が不安である	360	45.7%	87	38.7%
子どもの非行・不登校などが心配である	90	11.4%	27	12.0%
子どもの健康に関することが心配である	111	14.1%	40	17.8%
子育ての仕方に不安がある	118	15.0%	48	21.3%
その他	22	2.8%	7	3.1%
特に心配事や悩みはない	90	11.4%	41	18.2%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

③現在の住居の状況

母子家庭では、ひとり親家庭になる前後・現在ともに「民間賃貸住宅」が最も多くなっています。ひとり親家庭になる前となった直後を比べると、「持ち家」が4割に近い水準から約1割へ大きく減少し、「親・親族の家に同居」が1割未満から3割弱へ大きく増加しています。

父子家庭の住居の状況をみると、ひとり親家庭になる前後・現在ともに「持ち家」が最も多く、次いで「民間賃貸住宅」となっています。ひとり親家庭になる前となった直後を比べると、「親・親族の家に同居」が1割近く増加しています。

ひとり親家庭になる前

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
民間賃貸住宅	316	40.1%	68	30.2%
公営賃貸住宅（府営住宅・市営住宅）	27	3.4%	7	3.1%
公団・公社賃貸住宅	20	2.5%	4	1.8%
親・親族の家に同居	78	9.9%	10	4.4%
持ち家	299	37.9%	116	51.6%
社宅・社員寮	13	1.6%	5	2.2%
母子生活支援施設	1	0.1%	0	0.0%
その他	15	1.9%	3	1.3%
無回答	19	2.4%	12	5.3%
合計	788	100.0%	225	100.0%

ひとり親家庭になった直後

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
民間賃貸住宅	396	50.3%	60	26.7%
公営賃貸住宅（府営住宅・市営住宅）	29	3.7%	3	1.3%
公団・公社賃貸住宅	15	1.9%	2	0.9%
親・親族の家に同居	203	25.8%	32	14.2%
持ち家	88	11.2%	109	48.4%
社宅・社員寮	3	0.4%	4	1.8%
母子生活支援施設	9	1.1%	0	0.0%
その他	24	3.0%	3	1.3%
無回答	21	2.7%	12	5.3%
合計	788	100.0%	225	100.0%

現在

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
民間賃貸住宅	418	53.0%	59	26.2%
公営賃貸住宅（府営住宅・市営住宅）	43	5.5%	6	2.7%
公団・公社賃貸住宅	15	1.9%	3	1.3%
親・親族の家に同居	125	15.9%	31	13.8%
持ち家	138	17.5%	112	49.8%
社宅・社員寮	2	0.3%	3	1.3%
母子生活支援施設	2	0.3%	0	0.0%
その他	32	4.1%	5	2.2%
無回答	13	1.6%	6	2.7%
合計	788	100.0%	225	100.0%

④賃貸住宅を探すときや入居で困ったこと

母子家庭では「家賃が高い」が最も多く、次いで「保証金・敷金等の一時金が確保できない」、「公営（府営・市営）や公団・公社の公的賃貸住宅になかなか入れない」等となっています。

父子家庭では「家賃が高い」が最も多く、次いで「保証金・敷金等の一時金が確保できない」、「公営（府営・市営）や公団・公社の公的賃貸住宅になかなか入れない」等となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
家賃が高い	552	70.1%	63	28.0%
希望する場所（駅・職場に近い、同じ学校の校区内など）に住宅が見つからない	243	30.8%	23	10.2%
保証金・敷金等の一時金が確保できない	298	37.8%	42	18.7%
連帯保証人が見つからない	132	16.8%	17	7.6%
入居可能な住宅の情報が不足している	78	9.9%	14	6.2%
公営（府営・市営）や公団・公社の公的賃貸住宅になかなか入れない	244	31.0%	30	13.3%
その他	56	7.1%	27	12.0%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

⑤悩みごとの相談相手

悩みごとの相談相手をみると、母子家庭・父子家庭ともに「友人・知人」が最も多く、次いで「両親」となっています。「特にいない」は、父子家庭では約2割となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
両親	406	51.5%	97	43.1%
兄弟姉妹、親戚	274	34.8%	76	33.8%
友人・知人	496	62.9%	101	44.9%
子ども	193	24.5%	22	9.8%
市役所	28	3.6%	6	2.7%
母子家庭関連活動団体	4	0.5%	0	0.0%
母子・父子自立支援員	4	0.5%	0	0.0%
保育所等施設職員	10	1.3%	1	0.4%
民生委員・児童委員・主任児童委員	4	0.5%	2	0.9%
母子福祉推進委員	3	0.4%	0	0.0%
その他	21	2.7%	10	4.4%
特にいない	88	11.2%	44	19.6%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

⑥精神的な負担の軽減に向けた取り組み

母子家庭・父子家庭ともに「ストレスを解消する機会や場の確保」が最も多く、次いで「心的ケアのできる相談員、場所の確保」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
心的ケアのできる相談員、場所の確保	270	34.3%	58	25.8%
孤立を防ぐための取り組み	199	25.3%	47	20.9%
職場や地域での心の相談の充実	129	16.4%	34	15.1%
ストレスを解消する機会や場の確保	420	53.3%	108	48.0%
かかりつけ医等との連携による日ごろからの見守り	98	12.4%	24	10.7%
その他	47	6.0%	11	4.9%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

(7) 地域生活の状況

①近隣との付き合い

近隣との付き合いをみると、母子家庭・父子家庭ともに「あいさつ程度」が最も多く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
近所にお互いの家を訪問し合う人がいる	69	8.8%	11	4.9%
会えば親しく話をする人がいる	182	23.1%	59	26.2%
あいさつ程度	459	58.2%	130	57.8%
ほとんど顔も知らない	73	9.3%	17	7.6%
その他	1	0.1%	2	0.9%
無回答	4	0.5%	6	2.7%
合計	788	100.0%	225	100.0%

②東大阪市母子寡婦福祉会の認知度

「知らない」が最も多くなっています。「活動内容を知っている」と「名称は知っている」を合計すると4割弱の認知度があります。

	母子家庭	
	回答数	構成比
活動内容を知っている	62	7.9%
名称は知っている	234	29.7%
知らない	484	61.4%
無回答	8	1.0%
合計	788	100.0%

③母子寡婦福祉会への入会

「わからない」が6割で最も多くなっています。

	母子家庭	
	回答数	構成比
入会している	50	6.3%
以前、入会していた	8	1.0%
今は入会していないが、入会したい	47	6.0%
入会したくない	203	25.8%
わからない	473	60.0%
無回答	7	0.9%
合計	788	100.0%

(8) 行政の支援策

① 今後利用したい保育サービス

母子家庭では「市立・私立認可保育所（園）」が最も多く、次いで「認定こども園」「市立・私立幼稚園」となっています。父子家庭では、「市立・私立認可保育所（園）」が最も多く、次いで「市立・私立幼稚園」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
市立・私立認可保育所（園）	50	38.8%	8	30.8%
認可外保育施設（簡易保育施設を含む）	5	3.9%	1	3.8%
勤め先の保育施設（事業所内保育所）	6	4.7%	0	0.0%
認定こども園	11	8.5%	1	3.8%
市立・私立幼稚園	11	8.5%	2	7.7%
ヘルパー（家事援助等）	3	2.3%	0	0.0%
ファミリー・サポート・センター	4	3.1%	1	3.8%
その他の保育サービス（一時預かり等）	9	7.0%	0	0.0%
有効回答数	129	100.0%	26	100.0%

② 今後利用したい小学生向けの育児サービス

母子家庭では「留守家庭児童育成クラブ（学童保育）」が最も多く、以下「ファミリー・サポート・センター」、「ヘルパー（家事援助等）」、「その他の保育サービス」はほぼ同程度となっています。父子家庭の今後利用したいサービスでは「留守家庭児童育成クラブ（学童保育）」が最も多く、次いで「ヘルパー（家事援助等）」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（学童保育）	39	12.5%	16	19.8%
ヘルパー（家事援助等）	21	6.8%	12	14.8%
ファミリー・サポート・センター	22	7.1%	9	11.1%
その他の保育サービス	21	6.8%	6	7.4%
有効回答数	311	100.0%	81	100.0%

③制度・施策の認知度と利用状況

利用した人（「現在利用している又は利用したことがある」と「利用して満足している」の合計）が最も多いのは母子家庭・父子家庭ともに「児童扶養手当」で、次いで「ひとり親家庭医療費助成」、「公共職業安定所（ハローワーク）」となっています。「児童扶養手当」を利用した人は母子家庭では8割以上、父子家庭では5割弱となっています。

「知っているが利用したことはない」が最も多いのは、母子家庭では「民生委員・児童委員」で、次いで「公共職業安定所（ハローワーク）」、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」となっています。父子家庭では「公共職業安定所（ハローワーク）」が最も多く、次いで「民生委員・児童委員」、「奨学金、学費減免等」となっています。

「聞いたことはあるが内容は知らない」が最も多いのは、母子家庭・父子家庭ともに「民生委員・児童委員」となっています。次いで、母子家庭では「福祉事務所（母子・父子自立支援員）」、父子家庭では「福祉事務所（家庭児童相談室）」となっています。

母子家庭

上段:実数、下段:構成比							
	現在利用 している 又は利用 したことが ある	利用して 満足して いる	知っている が利用 したことは ない	聞いたこ とはある が内容は 知らない	制度を知 らない	無回答	合計
A 福祉事務所（母子・父子自立支援員）	113	17	151	177	228	102	788
	14.3%	2.2%	19.2%	22.5%	28.9%	12.9%	100.0%
B 福祉事務所（家庭児童相談室）	90	17	197	174	205	105	788
	11.4%	2.2%	25.0%	22.1%	26.0%	13.3%	100.0%
C 民生委員・児童委員	48	9	217	199	209	106	788
	6.1%	1.1%	27.5%	25.3%	26.5%	13.5%	100.0%
D 東大阪市母子福祉推進委員	7	1	95	139	436	110	788
	0.9%	0.1%	12.1%	17.6%	55.3%	14.0%	100.0%
E コミュニティソーシャルワーカー	5	1	82	138	450	112	788
	0.6%	0.1%	10.4%	17.5%	57.1%	14.2%	100.0%
F 東大阪子ども家庭センター	63	14	117	158	334	102	788
	8.0%	1.8%	14.8%	20.1%	42.4%	12.9%	100.0%
G 女性相談センター	27	6	122	159	361	113	788
	3.4%	0.8%	15.5%	20.2%	45.8%	14.3%	100.0%
H 公共職業安定所（ハローワーク）	367	45	207	26	48	95	788
	46.6%	5.7%	26.3%	3.3%	6.1%	12.1%	100.0%
I マザーズハローワーク	114	17	181	93	278	105	788
	14.5%	2.2%	23.0%	11.8%	35.3%	13.3%	100.0%
J 母子生活支援施設	10	1	158	156	352	111	788
	1.3%	0.1%	20.1%	19.8%	44.7%	14.1%	100.0%
K 母子世帯向け府営住宅	16	6	191	123	337	115	788
	2.0%	0.8%	24.2%	15.6%	42.8%	14.6%	100.0%
L 児童扶養手当	521	161	15	6	6	79	788
	66.1%	20.4%	1.9%	0.8%	0.8%	10.0%	100.0%
M ひとり親家庭医療費助成	396	170	58	23	45	96	788
	50.3%	21.6%	7.4%	2.9%	5.7%	12.2%	100.0%
N 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	26	8	206	119	316	113	788
	3.3%	1.0%	26.1%	15.1%	40.1%	14.3%	100.0%
O 奨学金、学費減免等	224	61	175	119	107	102	788
	28.4%	7.7%	22.2%	15.1%	13.6%	12.9%	100.0%
P 自立支援教育訓練給付金	30	7	197	147	298	109	788
	3.8%	0.9%	25.0%	18.7%	37.8%	13.8%	100.0%
Q 高等職業訓練促進給付金	24	5	148	128	375	108	788
	3.0%	0.6%	18.8%	16.2%	47.6%	13.7%	100.0%
R ひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）	4	1	105	105	473	100	788
	0.5%	0.1%	13.3%	13.3%	60.0%	12.7%	100.0%
S 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	4	0	89	74	519	102	788
	0.5%	0.0%	11.3%	9.4%	65.9%	12.9%	100.0%
T ファミリー・サポート・センター事業	7	3	102	80	495	101	788
	0.9%	0.4%	12.9%	10.2%	62.8%	12.8%	100.0%
U 就業支援講習会	21	3	113	105	445	101	788
	2.7%	0.4%	14.3%	13.3%	56.5%	12.8%	100.0%

父子家庭

上段:実数、下段:構成比

	現在利用 している 又は利用 したことが ある	利用して 満足して いる	知っている が利用 したことは ない	聞いたこ とはある が内容は 知らない	制度を知 らない	無回答	合計
A 福祉事務所（母子・父子自立支援員）	6 2.7%	2 0.9%	25 11.1%	29 12.9%	103 45.8%	60 26.7%	225 100.0%
B 福祉事務所（家庭児童相談室）	15 6.7%	3 1.3%	33 14.7%	39 17.3%	79 35.1%	56 24.9%	225 100.0%
C 民生委員・児童委員	6 2.7%	2 0.9%	47 20.9%	41 18.2%	73 32.4%	56 24.9%	225 100.0%
D 東大阪市母子福祉推進委員	0 0.0%	0 0.0%	22 9.8%	18 8.0%	126 56.0%	59 26.2%	225 100.0%
E コミュニティソーシャルワーカー	0 0.0%	0 0.0%	19 8.4%	23 10.2%	124 55.1%	59 26.2%	225 100.0%
F 東大阪子ども家庭センター	11 4.9%	1 0.4%	19 8.4%	32 14.2%	106 47.1%	56 24.9%	225 100.0%
G 女性相談センター	0 0.0%	0 0.0%	16 7.1%	17 7.6%	128 56.9%	64 28.4%	225 100.0%
H 公共職業安定所（ハローワーク）	55 24.4%	4 1.8%	67 29.8%	8 3.6%	36 16.0%	55 24.4%	225 100.0%
I マザーズハローワーク	2 0.9%	0 0.0%	18 8.0%	18 8.0%	124 55.1%	63 28.0%	225 100.0%
J 母子生活支援施設	0 0.0%	0 0.0%	15 6.7%	21 9.3%	125 55.6%	64 28.4%	225 100.0%
K 母子世帯向け府営住宅	0 0.0%	0 0.0%	14 6.2%	23 10.2%	127 56.4%	61 27.1%	225 100.0%
L 児童扶養手当	71 31.6%	33 14.7%	26 11.6%	15 6.7%	33 14.7%	47 20.9%	225 100.0%
M ひとり親家庭医療費助成	36 16.0%	29 12.9%	9 4.0%	18 8.0%	80 35.6%	53 23.6%	225 100.0%
N 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	1 0.4%	2 0.9%	13 5.8%	22 9.8%	129 57.3%	58 25.8%	225 100.0%
O 奨学金、学費減免等	31 13.8%	13 5.8%	43 19.1%	34 15.1%	55 24.4%	49 21.8%	225 100.0%
P 自立支援教育訓練給付金	1 0.4%	0 0.0%	23 10.2%	33 14.7%	109 48.4%	59 26.2%	225 100.0%
Q 高等職業訓練促進給付金	0 0.0%	0 0.0%	21 9.3%	29 12.9%	115 51.1%	60 26.7%	225 100.0%
R ひとり親家庭等日常生活支援事業 （ヘルパー派遣）	2 0.9%	0 0.0%	18 8.0%	18 8.0%	129 57.3%	58 25.8%	225 100.0%
S 子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	0 0.0%	0 0.0%	10 4.4%	12 5.3%	144 64.0%	59 26.2%	225 100.0%
T ファミリー・サポート・センター事業	4 1.8%	1 0.4%	11 4.9%	14 6.2%	138 61.3%	57 25.3%	225 100.0%
U 就業支援講習会	1 0.4%	0 0.0%	13 5.8%	21 9.3%	132 58.7%	58 25.8%	225 100.0%

④子育てと仕事の両立支援策への希望

母子家庭・父子家庭ともに「子ども（親自身）が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が最も多く、次いで「子ども（親自身）の病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
希望するときに待機なしで保育所に入所できること	313	39.7%	52	23.1%
求職中でも保育所に入所できること	317	40.2%	35	15.6%
延長保育、休日保育が充実すること	292	37.1%	49	21.8%
留守家庭児童育成クラブが充実すること	257	32.6%	45	20.0%
認可外保育所を利用した際の保育料への援助が受けられること	259	32.9%	33	14.7%
子ども（親自身）が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所	417	52.9%	114	50.7%
子ども（親自身）の病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所	343	43.5%	72	32.0%
その他	27	3.4%	6	2.7%
特に求める支援策はない	111	14.1%	41	18.2%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

⑤支援の情報を入手しやすい方法

支援の情報を入手しやすい方法をみると、母子家庭では「市の広報やパンフレット」が最も多く、次いで「インターネット（ウェブサイト、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS）」、「学校」等となっています。父子家庭では「インターネット（ウェブサイト、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS）」が最も多く、次いで「市の広報やパンフレット」、「学校」等となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
市の広報やパンフレット	416	52.8%	103	45.8%
福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、コミュニティソーシャルワーカーなどの市町村の機関	183	23.2%	35	15.6%
インターネット（ウェブサイト、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS）	408	51.8%	108	48.0%
子育て雑誌・育児書	56	7.1%	12	5.3%
テレビ・ラジオ、新聞	182	23.1%	60	26.7%
友人・知人	177	22.5%	31	13.8%
隣近所・地域の人	32	4.1%	14	6.2%
子育てサークルの仲間	8	1.0%	0	0.0%
保育所（園）、幼稚園	165	20.9%	21	9.3%
学校	272	34.5%	77	34.2%
その他	30	3.8%	6	2.7%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

⑥望ましい相談の場

母子家庭では「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」が最も多く、次いで「プライバシーに充分配慮がなされた相談窓口」となっています。父子家庭では「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」が最も多く、次いで「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口	414	52.5%	98	43.6%
プライバシーに充分配慮がなされた相談窓口	407	51.6%	68	30.2%
相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口	377	47.8%	94	41.8%
同じ境遇の仲間同士で気軽に相談しあえる場	138	17.5%	59	26.2%
民生委員・児童委員などの身近な地域で活動している人に相談を受けてもらえる場	38	4.8%	21	9.3%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

⑦国、市の施策への要望

母子家庭・父子家庭ともに「児童手当・児童扶養手当等の経済的支援の充実」が最も多く、次いで「子どもの就学援助の充実」となっています。

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
日常生活支援事業の充実	292	37.1%	81	36.0%
相談事業の充実	66	8.4%	31	13.8%
公営住宅募集の充実	286	36.3%	36	16.0%
資格取得講習会の充実	246	31.2%	31	13.8%
子どもの就学援助の充実	524	66.5%	116	51.6%
子どもの日頃の学習支援	326	41.4%	77	34.2%
子どもを一時的に預けられる制度の充実	165	20.9%	39	17.3%
保育所の優先入所	178	22.6%	35	15.6%
児童手当・児童扶養手当等の経済的支援の充実	574	72.8%	125	55.6%
医療費助成制度の充実	441	56.0%	97	43.1%
税控除・減税等	451	57.2%	109	48.4%
年金制度（年金額の増額等）	384	48.7%	72	32.0%
就労支援の充実	282	35.8%	40	17.8%
母子生活支援施設の充実	171	21.7%	11	4.9%
その他	13	1.6%	6	2.7%
有効回答数	788	100.0%	225	100.0%

(9) 自由記述意見

自由記述には257件の回答が得られました。意見は大別して分類すると下の表のようになっており、「経済的な支援の必要性」や「ひとり親家庭への子育てや生活への支援の必要性」に関する意見が多くなっています。

大分類	小分類	母子家庭	父子家庭
1 ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の必要性	1-1 安定した就業先の確保	6	0
	1-2 効果的な就業相談の実施	2	0
	1-3 就業に向けた能力の開発事業の実施	3	0
	1-4 雇用先の協力や条件、職場環境の整備	9	2
	ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の必要性 計	20	2
2 ひとり親家庭への子育てや生活への支援の必要性	2-1 保育サービスの充実	26	0
	2-2 家庭での子育てを支える生活支援	18	1
	2-3 住宅確保への支援	17	1
	2-4 ひとり親家庭に対する理解の促進	13	1
	2-5 父子家庭に対する支援	0	14
	ひとり親家庭への子育てや生活への支援の必要性 計	74	17
3 養育費の確保に向けた支援の必要性	3-1 養育費確保の促進	2	0
	養育費の確保に向けた支援の必要性 計	2	0
4 経済的支援の必要性	4-1 経済的支援の整備、充実の必要性	43	8
	4-2 ひとり親家庭にとっての児童扶養手当の重要性	20	3
	4-3 経済的支援策の充実と情報提供の必要性	31	6
	4-4 父子家庭への経済的支援の必要性	0	6
	経済的支援の必要性 計	94	23
5 相談機能・情報提供活動の充実	5-1 相談機能の充実	33	6
	5-2 各種施策に関する情報提供活動の充実	15	7
	5-3 各家庭の状態に沿った正しい支援の提供	14	5
	相談機能・情報提供活動の充実 計	62	18
6 関係機関及び当事者同士の連携の強化	6-1 母子寡婦福祉団体や関係機関との連携強化	0	1
	6-2 ひとり親家庭の交流	1	0
	関係機関及び当事者同士の連携の強化 計	1	1
7 その他	7-1 その他	4	6
	その他 計	4	6
総計		257	67

【寡婦アンケート結果】

（１）回答者の属性

①年齢

「70 歳以上」が最も多く、次いで「65～69 歳」、「60～64 歳」等となっています。

	回答数	構成比
40歳未満	5	1.7%
40～44歳	8	2.7%
45～49歳	15	5.1%
50～54歳	18	6.1%
55～59歳	12	4.1%
60～64歳	22	7.4%
65～69歳	33	11.1%
70歳以上	180	60.8%
無回答	3	1.0%
合計	296	100.0%

②ひとり親になってからの年数

「20 年以上」が最も多く、次いで「10 年～20 年未満」、「5 年～10 年未満」等となっています。

	回答数	構成比
1 年未満	2	0.7%
1 年～5 年未満	21	7.1%
5 年～10 年未満	42	14.2%
10 年～20 年未満	107	36.1%
20 年以上	115	38.9%
無回答	9	3.0%
合計	296	100.0%

③ひとり親になった理由

「死別」が最も多く、次いで「離婚」となっています。

	回答数	構成比
離婚	75	25.3%
未婚	2	0.7%
死別	200	67.6%
生死不明	3	1.0%
その他	4	1.4%
無回答	12	4.1%
合計	296	100.0%

④同居している家族

「同居者はいない」が最も多く、次いで「本人と子ども」、「本人と子どもと父母」等となっています。

	回答数	構成比
本人と子ども	113	38.2%
本人と子どもと父母	19	6.4%
本人と子どもと祖父母	7	2.4%
本人と子どもと兄弟姉妹	2	0.7%
その他	17	5.7%
同居者はいない	124	41.9%
無回答	14	4.7%
合計	296	100.0%

（２）就労状況

①就業の状況

「ひとり親家庭になる前」の就業の状況をみると、「無職」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」、「正社員」等となっています。

「ひとり親家庭になった直後」の就業状況をみると、「パート・アルバイト」が最も多く、次いで「無職」、「正社員」等となっています。

「現在」の就業の状況をみると、「無職」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」、「正社員」等となっています。

ひとり親家庭になる前

	回答数	構成比
正社員	27	9.1%
派遣社員	2	0.7%
パート・アルバイト	43	14.5%
自営業など	25	8.4%
家族従業者	23	7.8%
内職・在宅ワーク	6	2.0%
その他	5	1.7%
無職	75	25.3%
無回答	90	30.4%
合計	296	100.0%

ひとり親家庭になった直後

	回答数	構成比
正社員	43	14.5%
派遣社員	4	1.4%
パート・アルバイト	63	21.3%
自営業など	17	5.7%
家族従業者	6	2.0%
内職・在宅ワーク	7	2.4%
その他	2	0.7%
無職	57	19.3%
無回答	97	32.8%
合計	296	100.0%

現在

	回答数	構成比
正社員	22	7.4%
派遣社員	6	2.0%
パート・アルバイト	43	14.5%
自営業など	13	4.4%
家族従業者	8	2.7%
内職・在宅ワーク	5	1.7%
その他	10	3.4%
無職	133	44.9%
無回答	56	18.9%
合計	296	100.0%

②仕事の有無

「働いている」人は約3割となっています。

	回答数	構成比
働いている	106	35.8%
働いていない	186	62.8%
無回答	4	1.4%
合計	296	100.0%

③求職活動の問題点

「年齢制限があった」が最も多く、次いで「必要な専門知識や資格がなかった」、「時間条件が合わなかった」等となっています。

	回答数	構成比
悩みの相談先がなかった	8	7.5%
情報の入手先がわからなかった	4	3.8%
求職中の子育てが困難だった	15	14.2%
求人が少なかった	18	17.0%
収入条件が合わなかった	17	16.0%
時間条件が合わなかった	21	19.8%
職業経験が少なく難しかった	7	6.6%
必要な専門知識や資格がなかった	25	23.6%
年齢制限があった	26	24.5%
ひとり親家庭であることが問題にされた	6	5.7%
その他	9	8.5%
有効回答数	106	100.0%

④就労に関する国や市の施策に対する要望

就労に関する国や市の施策に対する要望をみると、「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く、次いで「講習会受講料の補助等の経済的支援の拡充」、「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進（啓発）」等となっています。

	回答数	構成比
正規雇用での就労機会の拡充	53	17.9%
ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援	43	14.5%
ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進（啓発）	45	15.2%
資格取得を支援する制度の拡充	42	14.2%
講習会受講料の補助等の経済的支援の拡充	50	16.9%
身近なところでの就業支援講習会の拡充	30	10.1%
職業訓練や技能講習会等の機会やメニューの拡充	26	8.8%
マザーズハローワーク等国の就労支援策の拡充	23	7.8%
身近なところでの出張相談会の拡充	19	6.4%
その他	14	4.7%
有効回答数	296	100.0%

（３）経済的状況

①収入

年間総収入をみると、「150万円～200万円未満」が最も多く、次いで「100万円～150万円未満」、「100万円未満」等となっており、200万円未満が5割を超えています。

就労による収入をみると、「収入はない」が最も多く、次いで「100万円未満」、「100万円～150万円未満」等となっています。

年間総収入

	回答数	構成比
100万円未満	37	12.5%
100万円～150万円未満	50	16.9%
150万円～200万円未満	65	22.0%
200万円～250万円未満	18	6.1%
250万円～300万円未満	22	7.4%
300万円～350万円未満	6	2.0%
350万円～400万円未満	4	1.4%
400万円～450万円未満	4	1.4%
450万円～500万円未満	4	1.4%
500万円～550万円未満	2	0.7%
550万円～600万円未満	2	0.7%
600万円以上	4	1.4%
収入はない	17	5.7%
無回答	61	20.6%
合計	296	100.0%

就労による収入

	回答数	構成比
100万円未満	38	12.8%
100万円～150万円未満	21	7.1%
150万円～200万円未満	18	6.1%
200万円～250万円未満	6	2.0%
250万円～300万円未満	9	3.0%
300万円～350万円未満	2	0.7%
350万円～400万円未満	3	1.0%
400万円～450万円未満	1	0.3%
450万円～500万円未満	1	0.3%
500万円～550万円未満	1	0.3%
550万円～600万円未満	0	0.0%
600万円以上	2	0.7%
収入はない	93	31.4%
無回答	101	34.1%
合計	296	100.0%

②世帯収入の構成

世帯収入の構成をみると、「遺族基礎年金・厚生年金」が最も多く、次いで「あなたの就労収入」、「子どもの就労収入」等となっています。

	回答数	構成比
あなたの就労収入	74	25.0%
子どもの就労収入	37	12.5%
同居家族（子ども以外）の就労収入	7	2.4%
子どもの父親（母親）からの養育費	4	1.4%
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	1	0.3%
寡婦年金	19	6.4%
遺族基礎年金・厚生年金	162	54.7%
生活保護	7	2.4%
子どもに対する奨学金	4	1.4%
その他	25	8.4%
有効回答数	296	100.0%

（４）生活の状況と不安や悩み

①現在の生活の状況

「普通」が最も多く、次いで「苦しい」、「大変苦しい」等となっています。

	回答数	構成比
余裕がある	17	5.7%
普通	158	53.4%
苦しい	72	24.3%
大変苦しい	25	8.4%
わからない	10	3.4%
無回答	14	4.7%
合計	296	100.0%

②現在の心配ごとや悩み

「特に悩みはない」が最も多く、次いで「生活費が少ない」、「自分の健康状態がよくない」等となっています。

	回答数	構成比
生活費が少ない	78	26.4%
借金がある	19	6.4%
住宅に関すること	30	10.1%
元配偶者から暴力やいやがらせがある	1	0.3%
子育てや家事を手伝ってくれる人がいない	2	0.7%
話し相手や相談相手がいない	23	7.8%
自分の時間が十分とれない	25	8.4%
自分の健康状態がよくない	66	22.3%
仕事に関すること	19	6.4%
親族の介護・健康に関すること	35	11.8%
親族、近隣の人、職場など、まわりの見る目が気になる	7	2.4%
その他	6	2.0%
特に悩みはない	87	29.4%
有効回答数	296	100.0%

③悩みごとの相談相手

悩みごとの相談相手を見ると、「子ども」が最も多く、次いで「友人・知人」、「兄弟姉妹、親戚」等となっています。

	回答数	構成比
両親	24	8.1%
兄弟姉妹、親戚	65	22.0%
友人・知人	116	39.2%
子ども	132	44.6%
市役所	9	3.0%
母子家庭関連活動団体	3	1.0%
母子・父子自立支援員	2	0.7%
保育所等施設職員	0	0.0%
民生委員・児童委員・主任児童委員	8	2.7%
母子福祉推進委員	6	2.0%
その他	11	3.7%
特にいない	30	10.1%
有効回答数	296	100.0%

④精神的な負担の軽減に向けた取り組み

精神的な負担の軽減に向けた取り組みを見ると、「ストレスを解消する機会や場の確保」が最も多く、次いで「孤立を防ぐための取り組み」、「心的ケアのできる相談員、場所の確保」等となっています。

	回答数	構成比
心的ケアのできる相談員、場所の確保	65	22.0%
孤立を防ぐための取り組み	70	23.6%
職場や地域での心の相談の充実	22	7.4%
ストレスを解消する機会や場の確保	101	34.1%
かかりつけ医等との連携による日ごろからの見守り	61	20.6%
その他	18	6.1%
有効回答数	296	100.0%

⑤近隣との付き合い

「会えば親しく話をする人がいる」が最も多く、次いで「近所にお互いの家を訪問し合う人がいる」、「あいさつ程度」等となっています。

	回答数	構成比
近所にお互いの家を訪問し合う人がいる	86	29.1%
会えば親しく話をする人がいる	132	44.6%
あいさつ程度	57	19.3%
ほとんど顔も知らない	10	3.4%
その他	1	0.3%
無回答	10	3.4%
合計	296	100.0%

(5) 行政の支援策

①制度・施策の認知度と利用状況

利用した人（「現在利用している又は利用したことがある」と「利用して満足している」の合計）が最も多いのは「公共職業安定所（ハローワーク）」で、次いで「児童扶養手当」、「奨学金、学費減免等」等となっています。

「知っているが利用したことはない」が最も多いのは「民生委員・児童委員」で、次いで「福祉事務所（家庭児童相談室）」、「福祉事務所（母子・父子自立支援員）」となっています。

「聞いたことはあるが内容は知らない」が最も多いのは「女性相談センター」で、次いで「東大阪子ども家庭センター」、「コミュニティソーシャルワーカー」、「母子生活支援施設」となっています。

上段:実数、下段:構成比							
	現在利用 している 又は利用 したことが ある	利用して 満足して いる	知っている が利用 したことは ない	聞いたこと はある が内容は 知らない	制度を知ら ない	無回答	合計
A 福祉事務所（母子父子自立支援員）	27 9.1%	4 1.4%	102 34.5%	37 12.5%	18 6.1%	108 36.5%	296 100.0%
B 福祉事務所（家庭児童相談室）	11 3.7%	2 0.7%	107 36.1%	40 13.5%	22 7.4%	114 38.5%	296 100.0%
C 民生委員・児童委員	10 3.4%	7 2.4%	128 43.2%	39 13.2%	8 2.7%	104 35.1%	296 100.0%
D 東大阪市母子福祉推進委員	17 5.7%	10 3.4%	86 29.1%	37 12.5%	36 12.2%	110 37.2%	296 100.0%
E コミュニティソーシャルワーカー	3 1.0%	1 0.3%	64 21.6%	42 14.2%	69 23.3%	117 39.5%	296 100.0%
F 東大阪子ども家庭センター	13 4.4%	2 0.7%	68 23.0%	51 17.2%	47 15.9%	115 38.9%	296 100.0%
G 女性相談センター	8 2.7%	1 0.3%	67 22.6%	52 17.6%	52 17.6%	116 39.2%	296 100.0%
H 公共職業安定所（ハローワーク）	60 20.3%	9 3.0%	91 30.7%	15 5.1%	10 3.4%	111 37.5%	296 100.0%
I マザーズハローワーク	16 5.4%	0 0.0%	60 20.3%	38 12.8%	66 22.3%	116 39.2%	296 100.0%
J 母子生活支援施設	2 0.7%	1 0.3%	79 26.7%	42 14.2%	56 18.9%	116 39.2%	296 100.0%
K 母子世帯向け府営住宅	3 1.0%	1 0.3%	81 27.4%	37 12.5%	53 17.9%	121 40.9%	296 100.0%
L 児童扶養手当	49 16.6%	17 5.7%	75 25.3%	25 8.4%	19 6.4%	111 37.5%	296 100.0%
M ひとり親家庭医療費助成	44 14.9%	10 3.4%	61 20.6%	31 10.5%	39 13.2%	111 37.5%	296 100.0%
N 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	11 3.7%	2 0.7%	84 28.4%	33 11.1%	48 16.2%	118 39.9%	296 100.0%
O 奨学金、学費減免等	42 14.2%	13 4.4%	87 29.4%	22 7.4%	18 6.1%	114 38.5%	296 100.0%
P 自立支援教育訓練給付金	4 1.4%	1 0.3%	77 26.0%	37 12.5%	54 18.2%	123 41.6%	296 100.0%
Q 高等職業訓練促進給付金	2 0.7%	0 0.0%	69 23.3%	40 13.5%	65 22.0%	120 40.5%	296 100.0%
R ひとり親家庭等日常生活支援事業 （ヘルパー派遣）	7 2.4%	3 1.0%	88 29.7%	25 8.4%	64 21.6%	109 36.8%	296 100.0%
S 子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	0 0.0%	0 0.0%	64 21.6%	30 10.1%	81 27.4%	121 40.9%	296 100.0%
T ファミリー・サポート・センター事業	1 0.3%	0 0.0%	51 17.2%	37 12.5%	90 30.4%	117 39.5%	296 100.0%
U 就業支援講習会	13 4.4%	1 0.3%	60 20.3%	34 11.5%	70 23.6%	118 39.9%	296 100.0%

②母子家庭時代にあればいいと思った子育てと仕事の両立支援策

「子ども（親自身）が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が最も多く、次いで「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」、「子ども（親自身）の病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所」等となっています。

	回答数	構成比
希望するときに待機なしで保育所に入所できること	73	24.7%
求職中でも保育所に入所できること	54	18.2%
延長保育、休日保育が充実すること	64	21.6%
留守家庭児童育成クラブが充実すること	61	20.6%
認可外保育所を利用した際の保育料への援助が受けられること	44	14.9%
子ども（親自身）が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所	91	30.7%
子ども（親自身）の病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所	69	23.3%
その他	10	3.4%
特に求める支援策はない	39	13.2%
有効回答数	296	100.0%

③支援の情報を入手しやすい方法

「市の広報やパンフレット」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ、新聞」、「友人・知人」等となっています。

	回答数	構成比
市の広報やパンフレット	161	54.4%
福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、コミュニティソーシャルワーカーなどの市町村の機関	54	18.2%
インターネット（ウェブサイト、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS）	42	14.2%
子育て雑誌・育児書	8	2.7%
テレビ・ラジオ、新聞	79	26.7%
友人・知人	62	20.9%
隣近所・地域の人	54	18.2%
子育てサークルの仲間	6	2.0%
保育所（園）、幼稚園	15	5.1%
学校	14	4.7%
その他	8	2.7%
有効回答数	296	100.0%

④老後の生活で不安なこと

老後の生活で不安なことをみると、「健康で過ごせるか」が最も多く、次いで「経済的にやっていけるか」、「病気や寝たきりになったとき、世話を頼める人がいるか」等となっています。

	回答数	構成比
生きがいを見つけられるか	33	11.1%
健康で過ごせるか	163	55.1%
ひとりになったときの孤独	58	19.6%
経済的にやっていけるか	121	40.9%
病気や寝たきりになったとき、世話を頼める人がいるか	115	38.9%
社会福祉施設やケア付き住宅へ入居ができるか	82	27.7%
その他	4	1.4%
特に不安はない	29	9.8%
有効回答数	296	100.0%

⑤望ましい相談の場

「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が最も多く、次いで「プライバシーに充分配慮がなされた相談窓口」、「寡婦の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」等となっています。

	回答数	構成比
寡婦の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口	85	28.7%
プライバシーに充分配慮がなされた相談窓口	95	32.1%
相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口	127	42.9%
同じ境遇の仲間同士で気軽に相談しあえる場	82	27.7%
民生委員・児童委員などの身近な地域で活動している人に相談を受けてもらえる場	52	17.6%
有効回答数	296	100.0%

⑥国、市の施策への要望

国、市の施策への要望をみると、「年金制度（年金額の増額等）」が最も多く、次いで「医療費助成制度の充実」、「税控除・減税等」等となっています。

	回答数	構成比
日常生活支援事業の充実	89	30.1%
相談事業の充実	44	14.9%
公営住宅募集の充実	44	14.9%
資格取得講習会の充実	36	12.2%
子どもの就学援助の充実	44	14.9%
医療費助成制度の充実	122	41.2%
税控除・減税等	97	32.8%
年金制度（年金額の増額等）	167	56.4%
就労支援の充実	35	11.8%
その他	5	1.7%
有効回答数	296	100.0%

（６）自由記述

自由記述には70件の回答が得られました。意見は大別して分類すると下の表のようになっており、「経済的な支援」に関する意見が多くなっています。

分類	件数
1 就業の支援	5
2 子育てや生活面の支援	9
3 福祉サービスの充実	13
4 経済的な支援	16
5 相談機能や情報提供の充実	13
6 関係機関との連携や団体活動への支援	1
7 アンケートについて	4
8 その他	9
総計	70

2. ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス

1) 福祉事務所 (母子・父子自立支援員)	母子・父子家庭、寡婦の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が生活の安定、自立のための相談に応じています。	【問合せ先】 東福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-988-6619 FAX 072-988-6671
2) 福祉事務所 (家庭児童相談室)	子どものしつけ、養育、言語や発達、学校生活、家族関係、児童虐待のこと等、18歳未満の子どもと家族に関する相談、サービスの紹介を行っています。	中福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-960-9274 FAX 072-964-7110
3) 母子生活支援施設	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。	西福祉事務所 子育て支援係 TEL 06-6784-7982 FAX 06-6784-7677
4) 東大阪市母子福祉推進委員	地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	技能習得資金、生活資金、就学支度資金、修学資金等、母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方および40歳以上の配偶者のない女子を対象にした貸付金制度です。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817 東福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-988-6619 FAX 072-988-6671 中福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-960-9274 FAX 072-964-7110 西福祉事務所 子育て支援係 TEL 06-6784-7982 FAX 06-6784-7677
6) 自立支援教育訓練給付金	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の2割相当額(上限10万円)が支給されます。	
7) 高等職業訓練促進給付金等	市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、2年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)です。	
8) ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	ひとり親家庭の就職活動等の自立促進に必要な事由、一時的なケガや病気、または冠婚葬祭等の社会的事由で、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣します。(一部利用者負担あり)	
9) 就業支援講習会	自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座(簿記、調剤事務、パソコン、介護職員初任者研修等)および面接セミナー等を開催しています。	

10) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が出産、疾病、事故および災害等（ショートステイ）、仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど（トワイライトステイ）、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預けることができます。（所得に応じて負担あり）	【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども見守り課 TEL 06-4309-3197 FAX 06-4309-3817
11) コミュニティソーシャルワーカー	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行います。	【問合せ先】 福祉部 福祉企画課 TEL 06-4309-3181 FAX 06-4309-3815 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924
12) 民生委員・児童委員・主任児童員	生活上のことや子どものこと等の相談に応じています。	【問合せ先】 福祉部 生活福祉室 TEL 06-4309-3182 FAX 06-4309-3815 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924
13) 児童扶養手当	ひとり親家庭の父又は母が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童（児童が政令で定める程度の障害がある場合は 20 歳未満）を監護するときに支給されます。なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。	【問合せ先】 市民生活部 国民年金課 TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805
14) ひとり親家庭医療費助成	児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で医療を受けたとき、健康保険の自己負担分を助成するものです。	【問合せ先】 市民生活部 医療助成課 TEL 06-4309-3166 FAX 06-4309-3805
15) 奨学金、学費減免等	修学に必要な資金の貸付、減免の制度です。	【問合せ先】 教育委員会 学事課 支援チーム TEL 06-4309-3272 FAX 06-4309-3838
16) 生活福祉資金貸付	低所得者層、身体障害者対策の一環として、福祉資金、教育支援金等の必要な資金を低利で貸付します。	【問合せ先】 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924

17) 生活困窮者レスキュー事業	公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況にあり、他に支援する手段がなく、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、「経済的援助（現物給付）」による支援を実施します。	【問合せ先】 大阪府社会福祉協議会 TEL 06-6762-9488 FAX 06-6762-9472
18) ファミリー・サポート・センター事業	育児等の援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって助け合うグループを支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」は「援助会員」に、保育施設への送迎等のサポートを受けることができます。（有料）	【問合せ先】 東大阪市ファミリー・サポート・センター TEL 06-6785-2625 FAX 06-6789-5611
19) 東大阪子ども家庭センター	養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。	【問合せ先】 東大阪子ども家庭センター TEL 06-6721-1966 FAX 06-6720-3411
20) 女性相談センター	DVの被害者や女性からの電話や来所による相談を受け、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。	【問合せ先】 女性相談センター TEL 06-6949-6022
21) 大阪府母子・父子福祉センター	自立を支援するための就業相談、ひとり親家庭相談、法律相談、養育費の相談などを行っています。	【問合せ先】 大阪府母子・父子福祉センター TEL 06-6762-9498 FAX 06-6762-3796
22) 母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。	【問合せ先】 母子家庭等就業・自立支援センター TEL 06-6762-9498 FAX 06-6762-3796
23) 公共職業安定所（ハローワーク）	就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。	【問合せ先】 布施公共職業安定所 TEL 06-6782-4221 FAX 06-6783-6768
24) マザーズハローワーク	子育てをしながら就職を希望する女性等を対象に、職業相談や職業紹介を行っています。	【問合せ先】 大阪マザーズハローワーク TEL 06-7653-1098 FAX 06-7653-1561
25) 母子世帯向け府営住宅	府営住宅の入居募集を一般世帯向け募集とは別に行っています。なお、収入基準、家賃等は一般の府営住宅と同じです。	【問合せ先】 大阪府住宅供給公社 http://www.osaka-kousha.or.jp/

※掲載している内容は、平成28年2月時点のものです。

3. インタビュー・ヒアリング調査結果

(1) 父子家庭の父親への個人インタビュー

本計画策定の基礎資料とする目的で、平成 27 年 8 月 3 日から 8 月 9 日にかけてひとり親家庭の父親を対象とする個人インタビューを実施しました。

①生活状況について

正社員で勤務されている方は多いものの、十分な収入を得ることができているわけではありません。また、子どもと過ごす時間を確保するために勤務時間を短縮される方もいれば、生活を維持するため長時間労働や夜間勤務をされる方もいます。

近隣との日常的な付き合いは少ないものの、自分の両親との交流があり、相談したり子どもが病気の時等は助けてもらったりしている方が多いようです。

異性の子どもがいる父親は、食事をはじめとし、日常生活の関わり方の悩みを抱えています。

②今後の支援について

今後の支援について、公的な支援の周知や充実が望まれています。

- ・各種手当、医療助成の受給期間を 20 歳まで延長してほしい。
- ・各種手当の所得制限をなくし、公平に全額支給してほしい。
- ・子どもが病気のとき等に相談ができたり、預けられる施設を充実してほしい。

（２）母子家庭の母親へのグループインタビュー

本計画策定の基礎資料とする目的で、平成 27 年 12 月 13 日にひとり親家庭の母親を対象とするグループインタビューを実施しました。

①子育てについて

- ・頼れる身内がおらず、緊急時に子どもを預けられるところがない。
- ・悩みや困りごとは友人や保育士等に相談している。
- ・学校にはあまり相談したことがない。

②就業状況について

- ・ひとり親で、子どもが小さいこともあり、面接試験で不利になることがあった。
- ・不本意ではあるが、家族にとって融通の利く勤務条件で働かざるを得ないため、収入面でつらい思いをすることがある。
- ・子どもと向き合う時間もほしいが、働かないと暮らしていけずもどかしく感じている。

③経済的なことについて

- ・子どもが成長したときの教育費等、先のことを心配している。
- ・とにかく早く離婚がしたかったので、養育費の協議が十分にできなかった。
- ・養育費の取り決めをし、当初は支払われていたが次第に支払われなくなり、音信不通になった。

④情報入手の手段、方法について

- ・市のホームページ等に情報が掲載されていても、実際に困りごとがなければ調べないし、調べる時間もない。
- ・制度について知りたい、利用したいというときにすぐわかるよう、入口をわかりやすくしてほしい。
- ・市の広報（市政だより）から情報を得ている。離婚当初は市のホームページも参考にしていた。

⑤その他、特に支援してほしいこと、行政サービスへのご意見等

- ・教育にお金がかかりすぎるので、経済的支援を充実してほしい。
- ・頑張って働けば収入は増えるが、健康保険料や市・府民税の支払いも増える。
- ・スキルアップのために高校卒業程度認定試験を受けたいので支援してほしい。
- ・ひとり親は学童保育が不可欠であるため、利用料の減免をしてほしい。
- ・就学援助は後払いではなく、先払いにしてほしい。

(3) 母子・父子自立支援員へのヒアリング

本計画策定の基礎資料とする目的で、平成 27 年 12 月 7 日に母子・父子自立支援員に対しヒアリング調査を実施しました。

①相談内容について

- ・離婚前相談では住居や生活費の相談が多い。制度に関する問合わせには、必要な手続きを順に説明したり、制度・サービスを一覧表にして渡している。
- ・ハローワーク（マザーズハローワーク）と連携し、就業相談を行なっている。
- ・養育費の受け取りを諦めていたり、受け取るつもりがない人には、離婚をしても子どもの父親、母親であり、親としての責任や義務についても伝え、養育費や面会交流について説明している。
- ・短い時間でどれだけ相手の気持ちやニーズを聞き取り、理解できるかが重要である。

②東大阪市におけるひとり親家庭の状況、求められていることについて

- ・安定した収入を得るため、正規雇用の確保、拡充が必要である。
- ・いつでもすぐに預けることができたり、低額の保育施設が必要である。
- ・子どもたちの居場所づくりとして、午後 5 時以降の学童保育の充実が必要である。
- ・18 歳になると児童扶養手当やひとり親家庭医療制度の対象外になってしまうので、18 歳から 22 歳（大学卒業頃まで）の子どもがいる世帯への支援の充実が必要である。

③今後の支援について

- ・支援員の研修受講、事例検討によるさらなるスキルアップが必要である。
- ・定例会議等による支援員間の情報連携をさらに図る必要がある。
- ・高校の義務教育化等、ひとり親家庭の子どもであっても教育が受けられる環境づくりが貧困の連鎖をくいとめるために必要である。
- ・第 2 子、第 3 子がいる世帯への児童扶養手当の増額が必要である。

4. 計画に関する条例、要綱

東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年 1 月21日 東大阪市条例第 2 号

改正

平成26年 6 月30日 条例第28号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第12条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年 1 月31日東大阪市規則第 1 号
改正

平成17年 3 月31日規則第27号

平成24年 3 月29日規則第16号

平成26年 9 月30日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、本市のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭及び寡婦）自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）を策定するにあたり、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見項目)

第2条 本市が自立促進計画を策定するにあたり、懇話会の意見を参考とする項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の区域におけるひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) 市の区域においてひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 児童福祉関係機関職員
- (3) 雇用関係機関職員
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と合同で開催するものとする。

2 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長が招集し、その座長となる。

(関係者の出席)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。

5. 委員名簿

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長、○会長代理

(50音順、敬称略)

委員氏名	所属団体等
○井上 寿美	関西福祉大学 発達教育学部 准教授
小野 剛	連合東大阪地区協議会 事務局次長
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長
◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部教授
藤並 マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会 事業部長
森田 信司	東大阪市私立保育会 会長
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
吉田 聖子	東大阪市議会議員

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会名簿

(敬称略)

委員氏名	所属団体等
松本 均	布施公共職業安定所 業務部長
日比野 次子	市立母子生活支援施設 高井田ホーム 施設長
平宇 睦美	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
奥田 恵美香	公募委員
南 和美	公募委員

6. 計画策定経緯

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会において、合同で全4回の審議を行いました。

回数	開催日	内容
第1回	平成27年8月26日（水）	第3次計画の策定について アンケート調査の実施について
第2回	平成27年11月13日（金）	アンケート調査の中間報告について 骨子案について
第3回	平成27年12月25日（金）	アンケート調査の最終報告について 計画素案について
第4回	平成28年2月16日（火）	計画案について

第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

発 行：平成28年3月

東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06-4309-3194 FAX：06-4309-3817

E-mail：kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

